

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号、平成 30 年 3 月 30 日付け 29 生畜第 1500 号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">農業競争力強化農地整備事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">制定 平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号 平成 30 年 3 月 30 日付け 29 生畜第 1500 号 <u>最終改正 令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 3714 号</u> <u>最終改正 令和 3 年 4 月 1 日付け 2 生畜第 2365 号</u></p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 事業の内容</p> <p>1 要綱第 2 の 1 の農地整備事業（以下「農地整備事業」という。）に係る運用及び取扱いは、それぞれ別紙 1 によるものとする。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>第 3 [略]</p> <p>第 4 事業の内容</p> <p>第 2 に掲げる事業の採択要件については、それぞれの運用又は取扱いに定めるところによるほか、農地整備事業及び草地畜産基盤整備事業については、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 第 3 の 1 の（2）の農地集積促進区分により事業を実施する場合には、生産基盤整備事業等（別紙 1 別表 1 の区分の欄の 1 から 3 までの事業をいう。以下同じ。）の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が 50 パーセント以上（別紙 1 の第 3 の 2 の（2）により中山間地域型を実施する場合には 30 パーセント以上）となることが確実と見込まれるものであること。なお、担い手及び経営等農用地の定義は、別紙 1 によるものとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第 5・第 6 [略]</p>	<p style="text-align: center;">農業競争力強化農地整備事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">制定 平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号 平成 30 年 3 月 30 日付け 29 生畜第 1500 号 <u>最終改正 令和 3 年 1 月 28 日付け 2 農振第 2521 号</u> <u>最終改正 令和 3 年 1 月 28 日付け 2 生畜第 1706 号</u></p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 事業の内容</p> <p>1 要綱第 2 の 1 の農地整備事業（以下「農地整備事業」という。）に係る運用及び取扱いは、それぞれ別紙 1－1 及び別紙 1－2 によるものとする。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>第 3 [略]</p> <p>第 4 事業の内容</p> <p>第 2 に掲げる事業の採択要件については、それぞれの運用又は取扱いに定めるところによるほか、農地整備事業及び草地畜産基盤整備事業については、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 第 3 の 1 の（2）の農地集積促進区分により事業を実施する場合には、生産基盤整備事業等（別紙 1－1 別表の区分の欄の 1 から 3 までの事業をいう。）の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が 50 パーセント以上（別紙 1－1 の第 3 の 4 により中山間傾斜農地型を実施する場合には 30 パーセント以上）となることが確実と見込まれるものであること。なお、担い手及び経営等農用地の定義は、別紙 1－1 によるものとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第 5・第 6 [略]</p>

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号、平成 30 年 3 月 30 日付け 29 生畜第 1500 号）一部改正新旧対照表
(下線部分は改正部分)

<p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 別紙 1 の第 3 の 3 の耕作放棄地型については、令和 2 年度以降の新規採択を行わないものとする。なお、令和元年度以前に採択され、令和 2 年度以降も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 別紙 1-1 の第 3 の 2 の耕作放棄地型については、令和 2 年度以降の新規採択を行わないものとする。なお、令和元年度以前に採択され、令和 2 年度以降も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。</p>
--	--

附 則

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2170 号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施してきた地区であつて、令和 3 年度以降も実施する必要がある地区については、要綱第 7 の申請及び採択が行われたものとみなす。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（別紙1）</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 定義</p> <p>1 [略]</p> <p>2 経営等農用地 所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号の利用権をいう。以下同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。</p> <p><u>なお、基幹ほ場3作業とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつては（1）、（3）又は（4）のうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に順じるものとする。</u></p> <p><u>（1）耕起</u></p> <p><u>（2）代かき</u></p> <p><u>（3）田植え又は播種</u></p> <p><u>（4）収穫</u></p> <p>3 担い手 [以下略]</p> <p>（1） [略]</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 事業実施地区について、<u>第6の1の（1）のイ</u>により市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画（以下「促進計画」という。）及び第6の2の（2）のイにより市町村が作成する特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画（以下「特定地域導入促進計画」という。）の目標年度又は第3の3の耕作放棄地型の事業完了年度（耕作放棄地解消・集積促進事業（別表1の区分の欄の4の（3）のイの耕作放棄地解消・集積促進事業をいう。以下同じ。）を実施する場合にあつては、第6の3の（2）により知事が作成する遊休農地利用増進土地改良整備計画（「以下「遊休農地利用増進整備計画」という。）の目標年度。以下同じ。）までに認定農業者となることが<u>確実と見込まれること</u>。[以下略]</p>	<p>（別紙1-1）</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 定義</p> <p>1 [略]</p> <p>2 経営等農用地 所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号の利用権をいう。以下同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（<u>4に定める</u>基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。</p> <p>3 担い手 [以下略]</p> <p>（1） [略]</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 事業実施地区について、<u>第6の1</u>により市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画（以下「促進計画」という。）及び<u>第6の3</u>により市町村が作成する特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画（以下「特定地域導入促進計画」という。）の目標年度又は第3の2の耕作放棄地型の事業完了年度（耕作放棄地解消・集積促進事業（<u>別表の</u>区分の欄の4の（3）のイの耕作放棄地解消・集積促進事業をいう。以下同じ。）を実施する場合にあつては、第6の2により知事が作成する遊休農地利用増進土地改良整備計画（「以下「遊休農地利用増進整備計画」という。）の目標年度。以下同じ。）までに認定農業者となることが<u>確実と見込まれること</u>。[以下略]</p>

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

<p>(2)～(6) [略] [削る]</p> <p>4 <u>中山間地域 次に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。</u> <u>(1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島</u> <u>(2) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域</u> <u>(3) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域</u> <u>(4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域</u> <u>(5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）</u> <u>(6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域</u> <u>(7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条</u></p>	<p>(2)～(6) [略]</p> <p>4 <u>2の「基幹ほ場3作業」とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつては(1)、(3)又は(4)のうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。</u> <u>(1) 耕起</u> <u>(2) 代かき</u> <u>(3) 田植え又は播種</u> <u>(4) 収穫</u> (新設)</p>
--	--

<p><u>の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）</u></p> <p><u>(8) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域</u></p> <p><u>(9) (1) から (8) までに掲げる地域に準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域</u></p> <p>5 <u>集約化 同一の中心経営体の経営等農用地であって、1ヘクタール</u> <u>（北海道にあつては3ヘクタール。都道府県知事があらかじめ各地方農政局長等の意見を聴いた上で、これらの面積を超える面積を定めるときは、その面積）以上のまとまりを有していることをいう。</u> <u>まとまりを有する農地とは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>(1) 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの</u></p> <p><u>(2) 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの</u></p> <p><u>(3) 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの</u></p> <p><u>(4) 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの</u></p> <p><u>(5) 2つ以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの</u></p> <p><u>(6) その他本事業の趣旨に照らして適当であると認めるもの</u></p> <p>第3 事業の内容 農地整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 経営体育成型</p> <p>(1) 生産基盤整備事業（別表1の区分の欄の1の農業生産基盤整備事業をいう。以下同じ。）の事業種類の欄の(4)又は(5)に掲げるものを実施するもの</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) (1) 又は(2)の生産基盤整備事業と別表1の区分の欄の2から5までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものを併せて一体的に実施するもの</p> <p>2 中山間地域型</p> <p>(1) 第5の2の(1)の要件を満たす場合は次に掲げるものとする。</p> <p>ア <u>生産基盤整備事業の事業種類の欄の(4)又は(5)に掲げるものを中山間地域において実施するもの</u></p> <p>イ <u>生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(5)までに掲げ</u></p>	<p>(新設)</p> <p>第3 事業の内容 農地整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 経営体育成型</p> <p>(1) 生産基盤整備事業（別表の区分の欄の1の農業生産基盤整備事業をいう。以下同じ。）の事業種類の欄の(4)又は(5)に掲げるものを実施するもの</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) (1) 又は(2)の生産基盤整備事業と別表の区分の欄の2から5までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものを併せて一体的に実施するもの</p> <p>(新設)</p>
--	---

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

<p>4 国営事業促進型 [略]</p> <p>国営農地再編整備事業（国営農地再編整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第157号農林水産事務次官依命通知）又は国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2056号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行われる事業をいう。以下同じ。）と一体的に実施する別表1の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の（3）のアに掲げる事業</p> <p>5 共通事項</p> <p><u>（1）営農環境整備事業（別表1の区分の欄の3の事業をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>ア 農業集落道整備事業とは、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するもののうち、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。</u></p> <p><u>イ 農業集落排水施設整備事業とは、生産基盤整備事業実施地区内の農業用排水の水質保全及び機能維持を図るために必要な排水施設であり、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。</u></p> <p><u>ウ 農業集落環境管理施設整備事業及び農作業準備休憩施設整備事業に当たっては、その用途に応じて適切かつ良好な農作業環境の改善、集落環境の保全、維持等が図られるよう留意する。また、農業集落環境管理施設には、堆肥等を運搬する共同利用の施肥散布機械及び堆肥盤を含む。</u></p> <p><u>エ 用地整備事業の実施に当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当する用地等を整備するものとする。</u></p> <p><u>（ア）農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となる施設であって農地整備事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供するものであること。</u></p>	<p><u>ののうち2以上を総合的に中山間地域であって別紙1-2第2に定める地域において実施するもの</u></p> <p><u>（3）（1）又は（2）の生産基盤整備事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の（6）から（8）までに掲げるもの並びに別表の区分の欄の2から5までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとのを併せて一体的に中山間地域であって別紙1-2第2に定める地域において実施するもの</u></p> <p>5 国営事業促進型</p> <p>国営農地再編整備事業（国営農地再編整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第157号農林水産事務次官依命通知）又は国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2056号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行われる事業をいう。以下同じ。）と一体的に実施する別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の（3）のアに掲げる事業 （新設）</p>
---	---

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

<p><u>(イ) 地方公共団体等が事業実施主体となって整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設、行政施設等であって、農地整備事業の実施に併せて整備することが確実であるものの用に供するものであること。</u></p> <p><u>(ウ) 農家の世帯員の雇用促進に資する施設又は集落の活性化につながる施設の用に供するものであること。</u></p> <p><u>(エ) 農業施設の撤去又は移転であって、農地整備事業の効率が高められ、かつ、農地整備事業の施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与するものであること。</u></p> <p>オ <u>営農用水施設整備事業の実施に当たっては、受益戸数がおおむね10戸以上、かつ、末端の受益戸数が2戸以上であるものとする。また、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意する。</u></p> <p><u>(2) 農業経営高度化支援事業（別表1の区分の欄の4の事業をいう。以下同じ。）</u></p> <p>ア <u>高度土地利用調整事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（1）の事業をいう。以下同じ。）のうち指導事業の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) 農業経営高度化支援事業の啓発普及</u></p> <p><u>(イ) 農業経営高度化支援事業の実施状況の確認及び報告</u></p> <p><u>(ウ) 農業経営高度化支援事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整</u></p> <p><u>(エ) 市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等が行う調査・調整事業、農業経営高度化促進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（3）の事業をいう。以下同じ。）又は耕地利用高度化推進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（4）の事業をいう。以下同じ。）に関する助言又は指導</u></p> <p>イ <u>高度土地利用調整事業のうち指導事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画又は特定地域導入促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあつては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。</u></p> <p>ウ <u>高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) 関係農家の意向調査活動</u></p> <p><u>(イ) 土地利用調整活動</u></p> <p><u>(ウ) 農地流動化についての関係機関との調整活動</u></p>	
---	--

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

<p><u>(エ) 農業機械の利用再編に関する活動</u></p> <p><u>(オ) 普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動</u></p> <p><u>(カ) 農地所有適格法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動</u></p> <p><u>(キ) その他農地流動化に関する調査・調整活動</u></p> <p><u>エ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画又は特定地域導入促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。</u></p> <p><u>オ 耕作放棄地解消支援事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（2）の事業をいう。以下同じ。）のうち指導事業の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) 本事業の啓発普及</u></p> <p><u>(イ) 本事業の実施状況の確認及び報告</u></p> <p><u>(ウ) 本事業の総合的な実施のための関係機関との調整</u></p> <p><u>(エ) 市町村、土地改良区若しくは農業協同組合が行う耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業に関する助言若しくは指導、耕作放棄地活用推進事業に関する助言若しくは指導又は市町村が行う耕作放棄地解消・集積促進事業に関する助言若しくは指導</u></p> <p><u>(オ) 市町村、土地改良区又は農業協同組合に対して行う耕作放棄地解消・発生防止のための技術研修</u></p> <p><u>(カ) 耕作放棄地解消・発生防止の取組を広めるための調査・普及活動</u></p> <p><u>(キ) その他耕作放棄地解消・発生防止に関する指導等の活動</u></p> <p><u>カ 耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) 関係農家、耕作放棄地所有者及び新規参入者の意向調査活動</u></p> <p><u>(イ) 土地利用調整活動</u></p> <p><u>(ウ) 関係機関との調整活動</u></p> <p><u>(エ) 新規参入促進のための広報活動、研究会等の開催</u></p> <p><u>(オ) 農業機械の利用再編に関する活動</u></p> <p><u>(カ) 普及指導センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動</u></p> <p><u>(キ) その他耕作放棄地解消・発生防止に関する調査・調整活動</u></p> <p><u>キ 耕作放棄地解消支援事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後の年度（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合にあっては、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度。以下同じ。）まで実施することができるものとする。</u></p>	
---	--

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

ク 農業経営高度化促進事業の実施に当たっては、次のとおりとする。

（ア）中心経営体農地集積促進事業

中心経営体への農地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

（イ）耕作放棄地解消・集積促進事業

耕作放棄地の解消・発生防止及び担い手への農地の集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

（ウ）中山間担い手育成支援事業

a 地域の農業を牽引する中心経営体の育成に資するものとなるよう配慮するものとする。

b 高収益作物の作付面積の増加に資するものとなるよう配慮するものとする。その際、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日経営第7133号農林水産事務次官依命通知）のIVの第2の6（1）①に定める戦略作物を優先して高収益作物に転換するものとする。

ケ 耕地利用高度化推進事業の内容は、次のとおりとする。

（ア）営農上支障となる湧水処理及び不陸均平

（イ）効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え

（ウ）暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工

（エ）表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工

（オ）補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備

（カ）転作後に必要な田面整地作業

（キ）その他農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

（ク）生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査

コ 耕地利用高度化推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画又は特定地域導入促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

サ 耕作放棄地活用推進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（5）の事業をいう。以下同じ。）の内容は、次のとおりとする。

（ア）営農上支障となる湧水処理及び不陸均平

（イ）効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え

（ウ）暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工

（エ）表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工

（オ）補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備

（カ）転作後に必要な田面整地作業

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

<p><u>(キ) 新たな営農展開や経営拡大を促進するための追加・補助的な整備</u> <u>(ク) 担い手の確保までの間に暫定的に行う農地の維持・管理</u> <u>(ケ) 事業による耕作放棄地の解消効果を普及するための実証整備</u> <u>(コ) その他耕作放棄地の解消及び発生防止に必要な条件整備等</u></p> <p><u>シ 耕作放棄地活用推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後の年度（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合は、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度）まで実施することができるものとする。</u></p> <p><u>ス 耕作放棄地活用推進事業は、耕作放棄地解消等基盤整備基本構想の範囲内で実施するものとする。</u></p> <p><u>(3) 事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、農地整備事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。</u></p> <p>第4 事業実施主体 [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指導事業（<u>農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（1）のイ及び（2）のアの事業をいう。</u>以下同じ。）の事業実施主体は、都道府県又は都道府県土地改良事業団体連合会とする。</p> <p>3 調査・調整事業（<u>農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（1）のイ及び（2）のイの事業をいう。</u>以下同じ。）及び耕作放棄地活用推進事業（<u>農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（5）の事業をいう。</u>以下同じ。）の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等とする。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>第5 採択要件 農地整備事業に係る要綱第6の1の農村振興局長等が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 経営体育成型 (1) <u>生産基盤整備事業の事業種類の欄の（1）から（5）までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。受益面積の確認に当たっては、受益地が地形上接続していること又は農業用道路若しくは農業用排水施設で接続していることを原則とするが、次に掲げる要件を全て満たす場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>ア 第6の1の（2）に示す集約化を進める基本的な方針（以下「基本</u></p>	<p>第4 事業実施主体 [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指導事業（<u>別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の（1）のイ及び（2）のアの指導事業をいう。</u>以下同じ。）の事業実施主体は、都道府県又は都道府県土地改良事業団体連合会とする。</p> <p>3 調査・調整事業（<u>別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の（1）のイ及び（2）のイの調査・調整事業をいう。</u>以下同じ。）及び耕作放棄地活用推進事業（<u>別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の（5）の耕作放棄地活用推進事業をいう。</u>以下同じ。）の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等とする。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>第5 採択要件 農地整備事業に係る要綱第6の1の農村振興局長等が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 経営体育成型 (1) <u>生産基盤整備事業の事業種類の欄の（1）から（5）までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。</u></p>
--	--

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

<p><u>方針」という。）が事業実施地区に係る市町村により策定されていること。</u></p> <p><u>イ 事業の受益地を含む営農上のまとまりのある一定区域（以下「営農区」という。）の規模の合計が60ヘクタール以上であること。</u></p> <p><u>ウ 第6の1の（3）に示す農用地集積加速化整備構想（以下「整備構想」という。）が地域の農業者や市町村、土地改良区、農業協同組合等の農業関係者等により策定されていること。</u></p> <p>（2）アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。 ア 生産基盤整備事業等の完了時において、担い手農地利用集積率が、事業開始時（高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。）に比べ<u>別表2の区分の欄の1-1に示すとおり増加することが確実と見込まれること。</u></p> <p>（削る） イ 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、<u>集約化された農地</u>の割合（以下「担い手農地集約化率」という。）が、<u>別表2の区分の欄の1-2に示すとおり増加することが確実と見込まれること。</u></p> <p>（削る） ウ [略]</p> <p>（3）中心経営体農地集積促進事業（<u>農業経営高度化促進事業のアの中心経営体農地集積促進事業をいう。</u>以下同じ。）を行う場合にあつては、促進計画に定める目標年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合（以下「中心経営体集積率」という。）が55パーセント以上となること。</p> <p><u>（4）水田地帯において畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、大区画化等高生産性ほ場の整備が図られること。</u> <u>ただし、地域の地形条件、営農等により、本要件の適合が技術的に困難なものうち、担い手又は農地所有適格法人等への農用地の集積に資するものとして適当と認められるものについては、この限りでない。</u></p> <p><u>（5）区画整理事業（生産整備基盤整備事業の事業種類の欄の（5）の事業をいう。）によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が30アール（第2の4の（1）、（3）、（5）及び（8）に規定する地</u></p>	<p>（2）アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。 ア 生産基盤整備事業等の完了時において、担い手農地利用集積率が、事業開始時（<u>別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の（1）の事業（以下「高度土地利用調整事業」という。）を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。）に比べ<u>次のとおり増加することが確実と見込まれること。</u></u></p> <p><u>（ア）～（カ） [略]</u></p> <p>イ 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、<u>別紙1-2第3に定める集約化要件を満たす農地面積（以下「担い手農地集約化面積」という。）</u>の割合（以下「担い手農地集約化率」という。）が、<u>次のとおり増加することが確実と見込まれること。</u></p> <p><u>（ア）～（カ） [略]</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>（3）中心経営体農地集積促進事業（<u>別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の（3）のアの中心経営体農地集積促進事業をいう。</u>以下同じ。）を行う場合にあつては、促進計画に定める目標年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合（以下「中心経営体集積率」という。）が55パーセント以上となること。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
--	---

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

<p><u>域において行うものにあつては、20アール。）以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね2/3以上であること。</u></p> <p><u>ただし、自然的、経済的条件等を勘案してやむを得ないと認められる区域（次のいずれかに該当する区域）については、その区域の面積を区画整理事業を行う面積から除外して計算することができる。また、高付加価値農業施設移転等事業（別表1の区分の欄の2の事業種類の欄の（2）の高付加価値農業施設移転等事業をいう。以下同じ。）を実施し、高付加価値農業の振興を図る場合にあつては、上記にかかわらず、地域の実情に即したほ場区画の規模及び形状となるよう考慮するものとする。</u></p> <p><u>ア 畑作についての営農計画が樹立されている区域（畑地、樹園地、田畑輪換区域等）</u></p> <p><u>イ 30アール以上の区画とすることによって土層の厚さが30cm以下となり不良土層（基岩、盤層、礫層、泥炭層等）の出現のおそれのある区域</u></p> <p><u>ウ 30アール以上の区画とすることによって田差がおおむね1.0m以上となり農地の保全上好ましくないと認められる区域</u></p> <p><u>エ 30アール以上の区画とすることによって著しく排水条件を悪化（地下水層の切断等）させる区域</u></p> <p><u>（6）農道整備事業（生産基盤整備事業の事業種類の欄の（2）の農道整備事業をいう。）において整備する事業実施地区外の関連農道については、次の要件を満たすものとする。</u></p> <p><u>ア ほ場と集落及び既設基幹道路等を連結するものであること。</u></p> <p><u>イ 1路線の延長がおおむね500m未満であること。</u></p> <p><u>ウ 連絡する農道の幅員は、おおむね5m以上であること。</u></p> <p><u>2 中山間地域型</u></p> <p><u>以下の（1）又は（2）のいずれかの要件を満たすこと。なお、（2）による採択期間は令和3年度までとする。</u></p> <p><u>（1）以下の要件を全て満たすこと。</u></p> <p><u>ア 生産基盤整備事業の事業種類の欄の（1）から（5）までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。</u></p> <p><u>イ 以下の（ア）から（ウ）までのいずれかの要件を満たすこと。</u></p> <p><u>（ア）生産基盤整備事業等の完了時において、担い手農地利用集積率が、別表2の区分の欄の2-1のとおり増加することが確実に見込まれること。</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
--	-------------------------

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

<p><u>(イ) 生産基盤整備事業等の完了時において、担い手農地集約化率が、別表2の区分の欄の2-2のとおり増加することが確実に見込まれること。</u></p> <p><u>(ウ) 次に定める要件を全て満たすこと。</u></p> <p><u>a 事業完了時点において、次のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実に見込まれること。</u></p> <p><u>(a) 農地所有適格法人が存在しない地区</u> <u>事業開始時に農地所有適格法人が設立されていない地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策の加入者となる農地所有適格法人が設立されることが確実に見込まれること。</u></p> <p><u>(b) 農地所有適格法人が存在する地区</u> <u>事業開始時に特定農業法人以外の農地所有適格法人が設立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該農地所有適格法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第23条第7項に基づく農用地利用規程に定められることが確実に見込まれるとともに、経営所得安定対策の加入者となることが確実に見込まれること。</u></p> <p><u>b 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占めるaの要件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が、50パーセント以上となることが確実に見込まれること。</u></p> <p><u>ウ 中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあつては、促進計画に定める目標年度において中心経営体集積率が55パーセント以上となること</u></p> <p><u>エ 水田地帯において畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、ほ場の整備が図られること。</u></p> <p><u>(2) 以下の要件を全て満たすこと。</u></p> <p><u>ア 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(5)までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であり、主傾斜がおおむね100分の1以上の農地の面積が当該事業の実施区域の全農地の面積の50パーセント以上を占める地域であること。</u></p> <p><u>イ 第6の2の(2)により市町村が作成する特定地域導入促進計画に定める目標年度において、次に定める要件を全て満たすこと。</u></p> <p><u>(ア) 高収益作物の作付面積割合が事業の受益面積に対し3パーセントポイント以上増加すること。</u></p> <p><u>(イ) 高収益作物の作付面積割合が当該担い手に係る受益面積に対し5</u></p>	
--	--

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

<p><u>パーセントポイント以上増加する担い手が1戸以上となること。</u></p> <p><u>ウ 以下の（ア）から（ウ）までのいずれかの要件を満たすこと。</u></p> <p><u>（ア）生産基盤整備事業等の完了時において、担い手農地利用集積率が、別表2の区分の欄の3-1のとおり増加することが確実に見込まれること</u></p> <p><u>（イ）生産基盤整備事業等の完了時において、担い手農地集約化率が、別表2の区分の欄の3-2のとおり増加することが確実に見込まれること</u></p> <p><u>（ウ）次に定める要件を全て満たすこと。</u></p> <p><u>a 事業完了時点において、次のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実に見込まれること。</u></p> <p><u>（a）農地所有適格法人が存在しない地区</u> <u>事業開始時に農地所有適格法人が設立されていない地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策の加入者となる農地所有適格法人が設立されることが確実に見込まれること。</u></p> <p><u>（b）農地所有適格法人が存在する地区</u> <u>事業開始時に特定農業法人以外の農地所有適格法人が設立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該農地所有適格法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第23条第7項に基づく農用地利用規程に定められることが確実に見込まれるとともに、経営所得安定対策の加入者となることが確実に見込まれること。</u></p> <p><u>b 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占めるaの要件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が、30パーセント以上となることが確実に見込まれること。</u></p> <p><u>エ 中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあつては、特定地域導入促進計画に定める目標年度において中心経営体集積率が55パーセント以上となること。</u></p> <p><u>オ 中山間担い手育成支援事業（農業経営高度化促進事業のウの中山間担い手育成支援事業をいう。以下同じ。）を行う場合にあつては、対象とする中心経営体の中に、特定地域導入促進計画に定める目標年度において当該中心経営体の経営等農用地面積に対する高収益作物の作付面積の増加割合が5パーセントポイント以上となる中心経営体があること。</u></p> <p><u>カ 水田地帯において区画整理事業等の実施により、ほ場の整備が図ら</u></p>	
--	--

<p>れること。</p> <p><u>3 耕作放棄地型</u></p> <p>(1) 第6の3の(1)に定めるところにより、耕作放棄地解消等基盤整備基本構想（以下「整備基本構想」）が市町村により策定されていること。</p> <p>(2) 生産基盤整備事業における受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。<u>受益面積の確認に当たっては、受益地が地形上接続していること又は農業用道路若しくは農業用排水施設で接続していることを原則とする。</u></p> <p>(3) 生産基盤整備事業における受益面積に占める耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれがある農地の合計面積の割合が6パーセント以上（受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が50パーセント以上の場合にあっては、3パーセント以上）であること。<u>なお、耕作放棄地となるおそれがある農地とは、次のア又はイのいずれかに該当する農地とし、これらの要件を満たすかどうかは、農地所有者又は使用収益権者（以下「農地所有者等」という。）からの申告に加え、経営状況、後継者の有無、地域内における担い手の状況、当該農地の生産性等を総合的に勘案して、都道府県知事が判断するものとする。</u></p> <p><u>ア 現に耕作の目的に供されていないが、新たな農地所有者等によって耕作されるまでの間、周辺への悪影響防止等の観点から土地管理が行われている農地</u></p> <p><u>イ 現に耕作の目的に供されている農地であって、事業開始時において、事業完了年度の翌年度までに当該農地における耕作を行わなくなる見込みの農地所有者等が耕作する農地であり、かつ、当該農地所有者等に代わる者による耕作が行われる見込みのない農地</u></p> <p>(4) 耕作放棄地解消・集積促進事業（農業経営高度化促進事業のイの耕作放棄地解消・集積促進事業をいう。）を行う場合にあっては、当該事業の受益面積に占める担い手にその利用が集約化される耕作放棄地の割合（以下「耕作放棄地集約化率」という。）が4パーセント以上となること。</p> <p>(削る)</p>	<p><u>2 耕作放棄地型</u></p> <p>(1) 別紙1-2第3の2の(1)に定めるところにより、耕作放棄地解消等基盤整備基本構想（以下「整備基本構想」という。）が市町村により策定されていること。</p> <p>(2) 生産基盤整備事業における受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。</p> <p>(3) 生産基盤整備事業における受益面積に占める耕作放棄地及び別紙1-2第3の2の(3)に定める基準を満たす耕作放棄地となるおそれがある農地の合計面積の割合が6パーセント以上（受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が50パーセント以上の場合にあっては、3パーセント以上）であること。</p> <p>(4) 耕作放棄地解消・集積促進事業（別表の区分の欄の4の(3)のイの耕作放棄地解消・集積促進事業をいう。）を行う場合にあっては、別紙1-2第3に定める要件を満たすこと。</p> <p><u>3 中山間地域型</u></p> <p>(1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(5)までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。</p> <p>(2) アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。</p> <p><u>ア 生産基盤整備事業等の完了時において、担い手農地利用集積率が、次のとおり増加することが確実に見込まれること。</u></p>
---	--

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1 (平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号)一部改正新旧対照表
(下線部分は改正部分)

	<p>(ア) <u>事業開始時における担い手農地利用集積率が40パーセント未満である場合にあっては、これが50パーセント以上となること。</u></p> <p>(イ) <u>事業開始時における担い手農地利用集積率が40パーセント以上50パーセント未満である場合にあっては、これが10パーセントポイント以上増加すること。</u></p> <p>(ウ) <u>事業開始時における担い手農地利用集積率が50パーセント以上55パーセント未満である場合にあっては、これが60パーセント以上となること。</u></p> <p>(エ) <u>事業開始時における担い手農地利用集積率が55パーセント以上90パーセント未満である場合にあっては、これが5パーセントポイント以上増加すること。</u></p> <p>(オ) <u>事業開始時における担い手農地利用集積率が90パーセント以上95パーセント未満である場合にあっては、これが95パーセント以上となること。</u></p> <p>(カ) <u>事業開始時における担い手農地利用集積率が95パーセント以上である場合にあっては、事業の実施により、これらの担い手への利用集積が図られること。</u></p> <p>イ <u>生産基盤整備事業等の完了時において、担い手農地集約化率が、次のとおり増加することが確実に見込まれること。</u></p> <p>(ア) <u>事業開始時における担い手農地集約化率が23パーセント未満である場合にあっては、これが30パーセント以上となること</u></p> <p>(イ) <u>事業開始時における担い手農地集約化率が23パーセント以上35パーセント未満である場合にあっては、これが7パーセントポイント以上増加すること。</u></p> <p>(ウ) <u>事業開始時における担い手農地集約化率が35パーセント以上38.5パーセント未満である場合にあっては、これが42パーセント以上となること。</u></p> <p>(エ) <u>事業開始時における担い手農地集約化率が38.5パーセント以上63パーセント未満である場合にあっては、これが3.5パーセントポイント以上増加すること。</u></p> <p>(オ) <u>事業開始時における担い手農地集約化率が63パーセント以上66.5パーセント未満である場合にあっては、これが66.5パーセント以上となること。</u></p> <p>(カ) <u>事業開始時における担い手農地集約化率が66.5パーセント以上である場合にあっては、事業の実施により、これらの担い手への集約化が図られること。</u></p>
--	---

<p>(削る)</p>	<p><u>ウ 次に定める要件を全て満たすこと。</u> <u>(ア) 事業完了時点において、次のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実に見込まれること。</u> <u>① 農地所有適格法人が存在しない地区</u></p> <p><u>事業開始時に農地所有適格法人が設立されていない地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策の加入者となる農地所有適格法人が設立されることが確実に見込まれること。</u></p> <p><u>② 農地所有適格法人が存在する地区</u> <u>事業開始時に特定農業法人以外の農地所有適格法人が設立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該農地所有適格法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第23条第7項に基づく農用地利用規程に定められることが確実に見込まれるとともに、経営所得安定対策の加入者となることが確実に見込まれること。</u></p> <p><u>(イ) 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める(ア)の要件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が、50パーセント以上となることが確実に見込まれること。</u></p> <p><u>(3) 中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあつては、促進計画に定める目標年度において中心経営体集積率が55パーセント以上となること。</u></p> <p><u>4 中山間傾斜農地型</u> <u>(1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(5)までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。</u> <u>(2) 第6の3により市町村が作成する特定地域導入促進計画に定める目標年度において、次に定める要件を全て満たすこと。</u> <u>ア 高収益作物の作付面積割合が事業の受益面積に対し3パーセントポイント以上増加すること。</u> <u>イ 高収益作物の作付面積割合が当該担手に係る受益面積に対し5パーセントポイント以上増加する担手が1戸以上となること。</u> <u>(3) アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。</u> <u>ア 生産基盤整備事業等の完了時において、担い手農地利用集積率が、次のとおり増加することが確実に見込まれること。</u> <u>(ア) 事業開始時における担い手農地利用集積率が20パーセント未満</u></p>
-------------	--

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1 (平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号)一部改正新旧対照表
(下線部分は改正部分)

	<p>である場合にあつては、これが30パーセント以上となること。</p> <p><u>(イ) 事業開始時における担い手農地利用集積率が20パーセント以上50パーセント未満である場合にあつては、これが10パーセントポイント以上増加すること。</u></p> <p><u>(ウ) 事業開始時における担い手農地利用集積率が50パーセント以上55パーセント未満である場合にあつては、これが60パーセント以上となること。</u></p> <p><u>(エ) 事業開始時における担い手農地利用集積率が55パーセント以上90パーセント未満である場合にあつては、これが5パーセントポイント以上増加すること。</u></p> <p><u>(オ) 事業開始時における担い手農地利用集積率が90パーセント以上95パーセント未満である場合にあつては、これが95パーセント以上となること。</u></p> <p><u>(カ) 事業開始時における担い手農地利用集積率が95パーセント以上である場合にあつては、事業の実施により、これらの担い手への利用集積が図られること。</u></p> <p>イ <u>生産基盤整備事業等の完了時において、担い手農地集約化率が、次のとおり増加することが確実と見込まれること。</u></p> <p><u>(ア) 事業開始時における担い手農地集約化率が13パーセント未満である場合にあつては、これが20パーセント以上となること。</u></p> <p><u>(イ) 事業開始時における担い手農地集約化率が13パーセント以上35パーセント未満である場合にあつては、これが7パーセントポイント以上増加すること。</u></p> <p><u>(ウ) 事業開始時における担い手農地集約化率が35パーセント以上38.5パーセント未満である場合にあつては、これが42パーセント以上となること。</u></p> <p><u>(エ) 事業開始時における担い手農地集約化率が38.5パーセント以上63パーセント未満である場合にあつては、これが3.5パーセントポイント以上増加すること。</u></p> <p><u>(オ) 事業開始時における担い手農地集約化率が63パーセント以上66.5パーセント未満である場合にあつては、これが66.5パーセント以上となること。</u></p> <p><u>(カ) 事業開始時における担い手農地集約化率が66.5パーセント以上である場合にあつては、事業の実施により、これらの担い手への集約化が図られること。</u></p> <p>ウ <u>次に定める要件を全て満たすこと。</u></p>
--	---

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

<p>4 国営事業促進型 [略]</p> <p>第6 計画の作成 農地整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長等が別に定める書類は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 経営体育成型 <u>(1) 都道府県知事は、経営体育成型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から促進計画の提出を受けた上で、令第50条</u></p>	<p><u>(ア) 事業完了時点において、次のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実に見込まれること。</u></p> <p><u>① 農地所有適格法人が存在しない地区</u> 事業開始時に農地所有適格法人が設立されていない地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策の加入者となる農地所有適格法人が設立されることが確実に見込まれること。</p> <p><u>② 農地所有適格法人が存在する地区</u> 事業開始時に特定農業法人以外の農地所有適格法人が設立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該農地所有適格法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第23条第7項に基づく農用地利用規程に定められることが<u>確実に見込まれるとともに、経営所得安定対策の加入者となることが確実に見込まれること。</u></p> <p><u>(イ) 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める(ア)の要件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が、30パーセント以上となることが確実に見込まれること。</u></p> <p><u>(4) 中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあつては、特定地域導入促進計画に定める目標年度において中心経営体集積率が55パーセント以上となること。</u></p> <p><u>(5) 中山間担い手育成支援事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(3)のウの中山間担い手育成支援事業をいう。以下同じ。）を行う場合にあつては、対象とする中心経営体の中に、特定地域導入促進計画に定める目標年度において当該中心経営体の経営等農用地面積に対する高収益作物の作付面積の増加割合が5パーセントポイント以上となる中心経営体があること。</u></p> <p><u>(6) 採択期間は、平成33年度までとする。</u></p> <p>5 国営事業促進型 [略]</p> <p>第6 計画の作成 農地整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長等が別に定める書類は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 経営体育成型及び中山間地域型 都道府県知事は、経営体育成型又は中山間地域型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から促進計画の提出を受けた</p>
---	--

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

<p>第3項の農用地利用集積促進土地改良整備計画（以下「集積促進整備計画」という。）及び必要に応じて4の高付加価値農業振興計画を作成するものとする。</p> <p><u>ア 集積促進整備計画</u></p> <p><u>（ア）</u> [略]</p> <p><u>a</u> [略]</p> <p><u>（a）</u> [略]</p> <p><u>（b）</u> [略]</p> <p><u>（c）</u> [略]</p> <p><u>b</u> 第5の1の（2）の要件を満たすことが<u>確実に見込まれるものであること。</u></p> <p><u>（イ）</u> [略]</p> <p><u>a～f</u> [略]</p> <p><u>（ウ）集積促進整備計画の様式は、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領（平成15年4月1日付け14農振第2492号農林水産省農村振興局長通知）によるものとする。</u></p> <p><u>イ 促進計画</u></p> <p><u>（ア）</u> [略]</p> <p><u>（イ）促進計画は、地域の実情に応じた生産性の高い土地利用型農業の確立を図るため、営農、<u>基盤整備の内容、土地利用調整等の一体性を勘案し、一又は複数の集落を</u>対象とする。</u></p> <p><u>（ウ）促進計画においては、<u>事業実施区域を対象に、次に掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。</u></u></p> <p><u>a 農業構造再編の目標</u> <u>市町村基本構想に沿って、集落における目標年度において育成すべき経営体の姿、実現すべき農業構造の目標等について定める。</u> <u>ただし、第2の3の（6）に掲げる者を担い手に含める場合にあっては、<u>地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。</u></u></p> <p><u>b 農地の流動化計画</u> <u>aに基づき、<u>目標年度までの所有権移転、利用権設定、農作業受委託等による農地流動化面積の目標を設定する。</u></u></p> <p><u>c 経営体育成計画</u> <u>aに基づき、<u>効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体の</u></u></p>	<p>上で、令第50条第3項の農用地利用集積促進土地改良整備計画（以下「集積促進整備計画」という。）及び必要に応じて4の高付加価値農業振興計画を作成するものとする。</p> <p><u>（1）集積促進整備計画</u></p> <p><u>ア</u> [略]</p> <p><u>（ア）</u> [略]</p> <p><u>①</u> [略]</p> <p><u>②</u> [略]</p> <p><u>③</u> [略]</p> <p><u>（イ）経営体育成型にあっては第5の1の（2）、<u>中山間地域型にあっては第5の3の（2）の要件をそれぞれ満たすことが確実に見込まれるものであること。</u></u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>（ア）～（カ）</u> [略]</p> <p>（新設）</p> <p><u>（2）促進計画</u></p> <p><u>ア</u> [略]</p> <p><u>イ 促進計画は、地域の実情に応じた生産性の高い土地利用型農業の確立を図るため、営農、<u>農業生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、1から数集落を</u>対象とする。</u></p> <p><u>ウ 促進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</u></p> <p><u>（ア）農業構造再編の目標</u></p> <p>（新設）</p> <p><u>（イ）農地の流動化計画</u></p> <p>（新設）</p> <p><u>（ウ）経営体育成計画</u></p> <p>（新設）</p>
---	--

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

<p><u>育成等に係る目標を設定する。</u></p> <p>d 農地所有適格法人等育成計画 <u>aに基づき、農地所有適格法人等の育成、農業経営等に係る目標を設定する。</u></p> <p>e 土地利用計画 <u>優良農地を保全して農業経営等の規模拡大を進めるとともに、良好な生活環境の施設等の整備に係る非農用地の計画的な創出を図るため、集落及び対象事業実施地区内の農用地全体に係る土地利用計画を策定する。</u></p> <p>f 農業機械利用計画 <u>経営規模に見合った適正な農業機械の装備の水準を確保するため、aの農業構造再編の目標及びeの土地利用計画に基づき、農業機械の利用計画を策定する。</u></p> <p>g ほ場の整備計画 <u>営農を考慮したほ場の区画形状、面積、位置等について、従前地との対比を表示、図示等することにより作成する。この場合、高生産性ほ場（大区画）、一般ほ場（標準区画）、労働集約型ほ場（小区画）等に分割して作成する。</u></p> <p>h 農業生産基盤の整備目標 <u>農業生産基盤整備の目標を設定する。</u></p> <p>i 関連事業計画 <u>農地流動化施策、生産の組織化、生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画を策定する。</u></p> <p>j 推進体制整備計画 <u>担い手に農地の集積を図るための推進体制の整備について、市町村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動の内容を定める。</u></p> <p>k 営農環境の整備目標 <u>営農環境整備の目標を設定する。</u></p> <p>l 土地改良施設等の管理計画 <u>土地改良施設等の将来の適正な管理に係る体制整備について定める。</u></p> <p>m 農業農村整備事業管理計画 <u>h及びkの具体的な年度計画及び事業間調整について定める。</u></p> <p>n その他必要な事項</p>	<p><u>(エ)</u> 農地所有適格法人等育成計画 (新設)</p> <p><u>(オ)</u> 土地利用計画 (新設)</p> <p><u>(カ)</u> 農業機械利用計画 (新設)</p> <p><u>(キ)</u> ほ場の整備計画 (新設)</p> <p><u>(ク)</u> 農業生産基盤の整備目標 (新設)</p> <p><u>(ケ)</u> 関連事業計画 (新設)</p> <p><u>(コ)</u> 推進体制整備計画 (新設)</p> <p><u>(サ)</u> 営農環境の整備目標 (新設)</p> <p><u>(シ)</u> 土地改良施設等の管理計画 (新設)</p> <p><u>(ス)</u> 農業農村整備事業管理計画 (新設)</p> <p><u>(セ)</u> その他必要な事項</p>
---	--

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

<p><u>土地利用、景観保全協定等について定める。</u></p> <p><u>(エ) [略]</u></p> <p><u>(オ) [略]</u></p> <p><u>a [略]</u></p> <p><u>b [略]</u></p> <p><u>(カ) 市町村は、促進計画を策定するに当たっては、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。</u></p> <p><u>a 計画策定委員会の設置</u> <u>市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等からなる計画策定委員会を設置する。</u></p> <p><u>b 集落懇談会の開催</u></p> <p><u>(2) 第5の1の(1)のアの「基本方針」については、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(ア) 集約化の実施に関する基本的な事項</u></p> <p><u>(イ) 集約化を進める区域（農地の保有及び利用の現況、将来の見通し等からみて認定農業者等に対する集約化を進めることが特に必要な区域）として設定する区域</u></p> <p><u>(ウ) 集約化の推進体制に関する事項</u></p> <p><u>(エ) 農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する事業との連携を予定している場合にあつては、当該事業との連携に関する事項</u></p> <p><u>イ 事業実施地区に係る市町村は、基本方針を定めるときは、農業委員会等の関係機関と十分に調整するものとする。</u></p> <p><u>ウ 基本方針の様式は、別記様式第1号のとおりとする。</u></p> <p><u>(3) 第5の1の(1)のウの「整備構想」については、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 整備構想は、事業実施区域を対象に次に掲げる事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(ア) 事業実施区域の概要</u></p> <p><u>(イ) 事業実施区域における農地の現況及び問題点</u></p> <p><u>(ウ) 地域における農業の振興方向</u></p> <p><u>(エ) 整備構想実現のために必要な生産基盤整備の内容</u></p> <p><u>(オ) その他必要な事項</u></p> <p><u>イ 整備構想の作成に当たっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合その他経営体育成型と密接な関係を有する団体の意見を聴くものとする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>エ [略]</u></p> <p><u>オ [略]</u></p> <p><u>(ア) [略]</u></p> <p><u>(イ) [略]</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	---

<p>ウ 整備構想の様式は、別記様式第2号のとおりとする。</p> <p>2 中山間地域型 都道府県知事は、中山間地域型を実施しようとするときは、次に定めるとおり計画を作成するものとする。</p> <p><u>(1) 第5の2の(1)の要件を満たす場合は、1と同様とする。この場合、1の(1)のアの(ア)のbの「第5の1の(2)」とあるのは、「第5の2の(1)のイ」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(2) 第5の2の(2)の要件を満たす場合は、次に定めるところにより、市町村からイの特定地域導入促進計画の提出を受けた上で、令附則第3条第2項の特定地域農用地利用集積等促進土地改良整備計画（以下「特定地域集積等促進整備計画」という。）及び必要に応じて4の高付加価値農業振興計画を作成するものとする。</u></p> <p>ア 特定地域集積等促進整備計画</p> <p><u>(ア) 農地整備事業に係る令附則第3条第2項の農林水産大臣が定める基準は次のとおりとする。</u></p> <p>a <u>次に掲げる事項が明らかなものであること。</u></p> <p><u>(a) 計画区域の現況</u></p> <p><u>(b) 担い手等の見通し</u></p> <p><u>(c) 担い手の経営規模の拡大の見通し並びにこれを実現するために必要な農地流動化及び農作業の集積の内容</u></p> <p><u>(d) 高収益作物の導入の見通し</u></p> <p>b <u>第5の2の(2)のイ及びウの要件を満たすことが確実と見込まれるものであること。</u></p> <p><u>(イ) 特定地域集積等促進整備計画においては、別記様式第3号により、事業実施区域を対象に、次に掲げる事項について定めるものとする。</u></p> <p>a <u>農業構造改善目標</u></p> <p>b <u>担い手等の見通し</u></p> <p>c <u>農地の流動化計画</u></p> <p>d <u>経営体育成計画又は農地所有適格法人等育成計画</u></p> <p>e <u>高収益作物導入促進計画</u></p> <p>f <u>土地利用計画</u></p> <p>g <u>農業生産基盤整備計画</u></p> <p>イ 特定地域導入促進計画</p> <p><u>(ア) 特定地域導入促進計画は、市町村基本構想に基づき作成するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

（イ）特定地域導入促進計画は、地域の実情に応じ、担い手の確保や生産性の高い農業の確立を図るため、営農、基盤整備の内容、土地利用調整等の一体性を勘案し、一又は複数の集落を対象とする。

（ウ）特定地域導入促進計画においては、別記様式第4号により、次に掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。

a 農業構造再編の目標

市町村基本構想に沿って、集落における目標年度において育成すべき経営体の姿、実現すべき農業構造の目標等について定める。

ただし、第2の3の（6）に掲げる者を担い手に含める場合にあっては、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。

b 農地の流動化計画

aに基づき、目標年度までの所有権移転、利用権設定、農作業受委託等による農地流動化面積の目標を設定する。

c 経営体育成計画又は農地所有適格法人等育成計画

aに基づき、効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体の育成又は農地所有適格法人等の育成、農業経営等に係る目標を設定する。

d 高収益作物導入促進計画

地区及び担い手による高収益作物の作付計画について設定する。

e 土地利用計画

優良農地を保全して農業経営等の規模拡大を進めるとともに、良好な生活環境の施設等の整備に係る非農用地の計画的な創出を図るため、集落及び対象事業実施地区内の農用地全体に係る土地利用計画を策定する。

f 農業機械利用計画

経営規模に見合った適正な農業機械の装備の水準を確保するため、aの農業構造再編の目標及びeの土地利用計画に基づき、農業機械の利用計画を策定する。

g ほ場の整備計画

営農を考慮したほ場の区画形状、面積、位置等について、従前地との対比を表示、図示等することにより作成する。この場合、高生産性ほ場（大区画）、一般ほ場（標準区画）、労働集約型ほ場（小区画）等に分割して作成する。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

<p>h <u>農業生産基盤の整備目標</u> <u>農業生産基盤整備の目標を設定する。</u></p> <p>i <u>関連事業計画</u> <u>農地流動化施策、生産の組織化、生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画を策定する。</u></p> <p>j <u>推進体制整備計画</u> <u>担い手に農地の集積を図るための推進体制の整備について、市町村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動の内容を定める。</u></p> <p>k <u>営農環境の整備目標</u> <u>営農環境整備の目標を設定する。</u></p> <p>l <u>土地改良施設等の管理計画</u> <u>土地改良施設等の将来の適正な管理に係る体制整備について定める。</u></p> <p>m <u>農業農村整備事業管理計画</u> <u>h及びkの具体的な年度計画及び事業間調整について定める。</u></p> <p>n <u>その他必要な事項</u> <u>土地利用、景観保全協定等について定める。</u></p> <p>(エ) <u>特定地域導入促進計画の作成に当たっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農用地利用改善団体その他関係機関団体の意見を聴取し、関係者の合意に基づき作成するとともに、第8の規定について十分な周知を図るものとする。</u></p> <p>(オ) <u>特定地域導入促進計画の策定に当たっては、次の計画等との整合を図るものとする。</u></p> <p>a <u>農業振興地域の整備に関する法律第4条に規定する農業振興地域整備基本方針及び同法第8条に規定する市町村農業振興地域整備計画</u></p> <p>b <u>農業農村整備事業管理計画について定める事業管理計画</u></p> <p>(カ) <u>市町村は、特定地域導入促進計画を策定するに当たっては、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。</u></p> <p>a <u>計画策定委員会の設置</u> <u>市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等からなる計画策定委員会を設置する。</u></p> <p>b <u>集落懇談会の開催</u></p>	
---	--

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

<p><u>3 耕作放棄地型</u> 都道府県知事は、耕作放棄地型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村が作成する整備基本構想の提出を受け、令第50条第8項の遊休農地利用増進整備計画を作成するものとする。</p> <p><u>(1) 整備基本構想</u></p> <p><u>ア 事業実施区域を対象に次に掲げる事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(ア) 事業実施区域の概要</u> <u>(イ) 事業実施区域における農地の現況及び課題</u> <u>(ウ) 事業実施区域における耕作放棄地の現況と利用増進の方針</u> <u>(エ) 整備基本構想の実現のための整備方針</u> <u>(オ) 各営農区の概要と営農区の営農活動等方針（第5の3の（2）に該当する場合に限る。）</u> <u>(カ) その他必要な事項</u></p> <p><u>イ 整備基本構想の策定に当たっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合及びその他本事業と密接な関係を有する団体の意見を聴くものとする。</u></p> <p><u>ウ 整備基本構想の様式は、別記様式第5号によるものとする。</u></p> <p><u>(2) 遊休農地利用増進整備計画</u></p> <p><u>ア 次に掲げる事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(ア) 計画区域の現況</u> <u>(イ) 課題及び整備方針</u> <u>(ウ) 耕作放棄地解消・利用増進計画</u> <u>(エ) 担い手への農地の利用集積等計画</u> <u>(オ) 整備計画</u> <u>(カ) 耕作放棄地解消支援計画</u> <u>(キ) 耕作放棄地解消・集積促進計画</u> <u>(ク) 耕作放棄地活用推進計画</u></p> <p><u>イ 遊休農地利用増進整備計画の様式は、別記様式第6号によるものとする。</u></p> <p><u>ウ 遊休農地利用増進整備計画は、（1）の基盤整備基本構想と整合性のとれたものでなければならない。</u></p> <p>（削る）</p>	<p><u>2 耕作放棄地型</u> 都道府県知事は、耕作放棄地型を実施しようとするときは、別紙1—2第4の2に定めるところにより、令第50条第8項の遊休農地利用増進整備計画を作成するものとする。</p> <p>（新設）</p> <p><u>3 中山間傾斜農地型</u> 都道府県知事は、中山間傾斜農地型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から（2）の特定地域導入促進計画の提出を受けた上で、令附則第3条第2項の特定地域農用地利用集積等促進土地改良整備計画（以下「特定地域集積等促進整備計画」という。）及び必要に応</p>
--	---

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1 (平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号)一部改正新旧対照表
(下線部分は改正部分)

	<p>じて4の高付加価値農業振興計画を作成するものとする。</p> <p><u>(1) 特定地域集積等促進整備計画</u></p> <p><u>ア 農地整備事業に係る令附則第3条第2項の農林水産大臣が定める基準は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) 次に掲げる事項が明らかなものであること。</u></p> <p>① <u>計画区域の現況</u></p> <p>② <u>担い手等の見通し</u></p> <p>③ <u>担い手の経営規模の拡大の見通し並びにこれを実現するために必要な農地流動化及び農作業の集積の内容</u></p> <p>④ <u>高収益作物の導入の見通し</u></p> <p><u>(イ) 第5の4の(2)及び(3)の要件を満たすことが確実と見込まれるものであること。</u></p> <p><u>イ 特定地域集積等促進整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</u></p> <p><u>(ア) 農業構造改善目標</u></p> <p><u>(イ) 担い手等の見通し</u></p> <p><u>(ウ) 農地の流動化計画</u></p> <p><u>(エ) 経営体育成計画又は農地所有適格法人等育成計画</u></p> <p><u>(オ) 高収益作物導入促進計画</u></p> <p><u>(カ) 土地利用計画</u></p> <p><u>(キ) 農業生産基盤整備計画</u></p> <p><u>(2) 特定地域導入促進計画</u></p> <p><u>ア 特定地域導入促進計画は、市町村基本構想に基づき作成するものとする。</u></p> <p><u>イ 特定地域導入促進計画は、地域の実情に応じ、担い手の確保や生産性の高い農業の確立を図るため、営農、農業生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、1から数集落を対象とする。</u></p> <p><u>ウ 特定地域導入促進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</u></p> <p><u>(ア) 農業構造再編の目標</u></p> <p><u>(イ) 農地の流動化計画</u></p> <p><u>(ウ) 経営体育成計画又は農地所有適格法人等育成計画</u></p> <p><u>(エ) 高収益作物導入促進計画</u></p> <p><u>(オ) 土地利用計画</u></p> <p><u>(カ) 農業機械利用計画</u></p> <p><u>(キ) ほ場の整備計画</u></p>
--	--

<p>4 高付加価値農業振興計画</p> <p>都道府県知事は、高付加価値農業の営農に必要な単独水源の新設、廃止若しくは変更又は高付加価値農業施設移転等事業を行うときは、次に定めるところにより、高付加価値農業振興計画を作成するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 高付加価値農業振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>ア 農業振興の構想</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p>イ 高付加価値農業形成計画</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>(エ)</u> [略]</p> <p>5 <u>営農環境整備事業</u></p> <p><u>(1) 営農環境整備事業にあつては、必要に応じ次の事項に係る計画を定め</u></p>	<p><u>(ク) 農業生産基盤の整備目標</u></p> <p><u>(ケ) 関連事業計画</u></p> <p><u>(コ) 推進体制整備計画</u></p> <p><u>(サ) 営農環境の整備目標</u></p> <p><u>(シ) 土地改良施設等の管理計画</u></p> <p><u>(ス) 農業農村整備事業管理計画</u></p> <p><u>(セ) その他必要な事項</u></p> <p><u>エ 特定地域導入促進計画の作成に当たっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農用地利用改善団体その他関係機関団体の意見を聴取し、関係者の合意に基づき作成するとともに、第8の規定について十分な周知を図るものとする。</u></p> <p><u>オ 特定地域導入促進計画の策定に当たっては、次の計画等との整合を図るものとする。</u></p> <p><u>(ア) 農業振興地域の整備に関する法律第4条に規定する農業振興地域整備基本方針及び同法第8条に規定する市町村農業振興地域整備計画</u></p> <p><u>(イ) 農業農村整備事業管理計画について定める事業管理計画</u></p> <p>4 高付加価値農業振興計画</p> <p>都道府県知事は、高付加価値農業の営農に必要な単独水源の新設、廃止若しくは変更又は高付加価値農業施設移転等事業<u>(別表の区分の欄の2の事業の事業種類の欄の(2)の高付加価値農業施設移転等事業をいう。以下同じ。)</u>を行うときは、次に定めるところにより、高付加価値農業振興計画を作成するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 高付加価値農業振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>ア 農業振興の構想</p> <p>① [略]</p> <p>② [略]</p> <p>イ 高付加価値農業形成計画</p> <p>① [略]</p> <p>② [略]</p> <p>③ [略]</p> <p>④ [略]</p> <p>(新設)</p>
--	--

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

<p><u>るものとする。</u></p> <p><u>ア 当該事業の目的</u></p> <p><u>イ 費用負担予定者</u></p> <p><u>ウ 工事計画</u></p> <p><u>エ 費用の総額</u></p> <p><u>オ 施設の整備を行う事業にあつては、施設予定管理者及び予定管理方法</u></p> <p><u>カ 資金計画</u></p> <p><u>(2) (1) の計画を定めるに当たっては、当該事業計画、当該事業計画の変更を行う場合におけるその手続及び同意を要する変更事由について、あらかじめ費用負担予定者の同意を得るものとする。(1) のオの事項を定める場合にあつては、同様にあらかじめ施設予定管理者の同意を得るものとする。</u></p> <p><u>6 農業経営高度化計画</u> 都道府県知事は、農地整備事業において、農業経営高度化支援事業（耕作放棄地型を除く。）を行うときは、<u>別記様式第7号により、農業経営高度化計画を作成するものとする。</u></p> <p>第7 事業の申請等 [略]</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 農地整備事業に係る要綱第7の1の事業採択申請書は別記様式<u>第8号</u>、要綱第7の2の事業採択通知書は別記様式<u>第9号</u>により作成するものとする。</p> <p>第8 事業の中間審査</p> <p>1 都道府県知事は、経営体育成型（第5の1の（2）のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）<u>及び中山間地域型（第5の2の（1）のイの（ウ）及び第5の2の（2）のウの（ウ）の要件により採択された事業実施地区を除く。）</u>においては、開始年度を含めて3年度目以降生産基盤整備事業等の完了年度まで、経営体育成型においては集積促進整備計画、中山間地域型においては集積促進整備計画又は特定地域集積等促進整備計画を踏まえ、別記様式第10号又は別記様式第11号により経営体育基盤整備事業計画審査表（以下「計画審査表」という。）を作成し、計画審査表に定められた事項の達成状況について審査を行い、その結果を地方農政局長等に審査を行う年度の9月末日までに報告するものとする。</p> <p>2 1の審査の結果、計画審査表に定められた事項の達成状況に関して、<u>達</u></p>	<p><u>5 農業経営高度化計画</u> 都道府県知事は、農地整備事業において、農業経営高度化支援事業（耕作放棄地型を除く。）を行うときは、<u>別紙1－2第4の4に定めるところにより、農業経営高度化計画を作成するものとする。</u></p> <p>第7 事業の申請等 [略]</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 農地整備事業に係る要綱第7の1の事業採択申請書は別記様式<u>1号</u>、要綱第7の2の事業採択通知書は別記様式<u>2号</u>により作成するものとする。</p> <p>第8 事業の中間審査</p> <p>1 都道府県知事は、経営体育成型（第5の1の（2）のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）<u>、中山間地域型（第5の3の（2）のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）及び中山間傾斜農地型（第5の4の（3）のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）</u>においては、開始年度を含めて3年度目以降生産基盤整備事業等の完了年度まで、経営体育成型及び中山間地域型においては集積促進整備計画、中山間傾斜農地型においては特定地域集積等促進整備計画を踏まえ、経営体育基盤整備事業計画審査表（以下「計画審査表」という。）を作成し、計画審査表に定められた事項の達成状況について審査を行い、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。</p> <p>2 1の審査の結果、計画審査表に定められた事項の達成状況に関して、<u>別</u></p>
---	---

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

<p>成率が70パーセントに達しない場合には、都道府県知事は、適切な改善措置を講ずることとし、その結果を地方農政局長等に<u>1の審査を行う年度の翌年度の9月末までに報告するものとする。</u></p> <p>3 地方農政局長等は、2の報告において<u>計画審査表に定められた事項の達成率が50パーセントに達しない場合には、都道府県知事に対して、事業の実施方針の検討を指示するものとする。また、農村振興局長は、地方農政局長等の報告を踏まえ、補助金交付の方針を決定するものとする。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 地方農政局長等は4の報告について、<u>関係部課長をもって構成する審査委員会を設置し評価を行い、その結果、計画審査表に定められた事項の達成が困難と見込まれる場合にあっては、当該事業について、当該年度の次年度以降の補助金を充当できないものとする。</u> この場合、地方農政局長等は、その旨を都道府県知事に通知するものとする。</p> <p>6 <u>2及び3の達成率の低い理由が、自然災害等の不可抗力によると地方農政局長等が判断した場合は、前項までの規定に基づく措置をとることを要しない。</u></p> <p>第9 計画の変更等</p> <p>1 都道府県知事は、<u>次に掲げる理由により、経営体育成型においては促進計画、中山間地域型においては促進計画又は特定地域導入促進計画の変更があった場合には、その内容を踏まえて、経営体育成型においては集積促進整備計画、中山間地域型においては集積促進整備計画又は特定地域集積等促進整備計画（農業経営高度化支援事業を行う場合にあっては農業経営高度化計画を含む。）の変更を行うとともに、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を別記様式第12号により報告するものとする。</u></p> <p><u>(1) 担い手の変更（認定農業者、農地所有適格法人等の変更を含む。）</u></p> <p><u>ア 担い手の追加</u> <u>イ 担い手の交代</u> <u>ウ 担い手の除外</u></p> <p><u>(2) 事業計画の変更</u></p> <p><u>(3) 目標年度の変更</u></p> <p><u>(4) その他整備工程計画の変更等に伴い事業実施期間における農地の流動化計画、経営体育成計画及び農地所有適格法人等育成計画に変更が生じた場合</u></p>	<p>紙1-2第5に定める基準に達しない場合には、都道府県知事は、適切な改善措置を講ずることとし、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。</p> <p>3 地方農政局長等は、2の報告において<u>別紙1-2第5に基準に達しない場合には、都道府県知事に対して、事業の実施方針の検討を指示するものとする。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 地方農政局長等は4の報告について評価を行い、その結果、計画審査表に定められた事項の達成が困難と見込まれる場合にあっては、当該事業について、当該年度の次年度以降の補助金を充当できないものとする。 この場合、地方農政局長等は、その旨を都道府県知事に通知するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第9 計画の変更等</p> <p>1 都道府県知事は、<u>経営体育成型及び中山間地域型においては促進計画、中山間傾斜農地型においては特定地域導入促進計画の変更があった場合（別紙1-2に定める場合に限る。）には、その内容を踏まえて、経営体育成型及び中山間地域型においては集積促進整備計画、中山間傾斜農地型においては特定地域集積等促進整備計画（農業経営高度化支援事業を行う場合にあっては農業経営高度化計画を含む。）の変更を行うとともに、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を報告するものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	--

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

<p>2 都道府県知事は、耕作放棄地型において、遊休農地利用増進整備計画の変更があった場合には、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を別記様式第13号により報告するものとする。</p> <p>第10 事業の達成状況報告 [略]</p> <p>都道府県知事は、次に定めるところにより、地方農政局長等に農地整備事業の達成状況について報告するものとする。なお、国営事業促進型において市町村又は土地改良区が事業実施主体となる場合にあつては、市町村長又は土地改良区は、事業達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これを基に事業達成状況を地方農政局長等に報告するものとする。</p> <p>1 <u>農地整備事業（第3の4の国営事業促進型を除く。）の達成状況報告</u> <u>は、生産基盤整備事業等の完了年度（第3の2の（2）の要件で採択された中山間地域型にあつては、生産基盤整備事業等の完了年度及び特定地域導入促進計画に定める目標年度）の3月末日までに、別記様式第14号、別記様式第15号、別記様式第16号又は別記様式第17号のいずれかにより行うものとする。</u></p> <p>2 <u>都道府県知事は、農地整備事業の実施に伴う促進計画、特定地域導入促進計画及び農業経営高度化計画の達成状況について、生産基盤整備事業等（国営事業促進型にあつては、国営農地再編整備事業）に着手した年度から目標年度（農業経営高度化支援事業を実施しない地区にあつては、生産基盤整備事業等の完了年度）までの毎年度その達成状況を調査し、別記様式第18号、別記様式第19号又は別記様式第20号のいずれかにより翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。</u></p> <p>3 <u>第5の1の（2）のウ、第5の2の（1）のイの（ウ）及び第5の2の（2）のウの（ウ）に規定する要件による事業実施地区にあつては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度以降5年間、促進計画及び特定地域導入促進計画を踏まえて農地所有適格法人等の経営状況を毎年度調査し、翌年度の6月末日までに、別記様式第21号により、地方農政局長等に報告するものとする。</u></p> <p>4 <u>農地整備事業のうち耕作放棄地型の実施地区にあつては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度及び完了年度の5年後の年度（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合にあつては、生産基盤整備事業等の完了年度及び完了年度の5年後の年度並びに第5の3の（4）の耕作放棄地集約化率の確認を行う年度）に、整備基本構想を踏まえて耕作放棄地の利用状況を調査し、翌年度の6月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。</u></p>	<p>2 都道府県知事は、耕作放棄地型において、遊休農地利用増進整備計画の変更があった場合には、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を報告するものとする。</p> <p>第10 事業の達成状況報告 [略]</p> <p>都道府県知事は、地方農政局長等に農地整備事業の達成状況について報告するものとする。なお、国営事業促進型において市町村又は土地改良区が事業実施主体となる場合にあつては、市町村長又は土地改良区は、事業達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これを基に事業達成状況を地方農政局長等に報告するものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
---	--

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

<p>5 <u>4の結果、耕作放棄地が利用されていない場合は、都道府県は、耕作放棄地利用増進のための改善計画を策定し、市町村及び関係機関との連携により確実に耕作放棄地の利用増進が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>第11 助成</p> <p>1 <u>農地整備事業に係る要綱第8の経費とは、別記に掲げる費用とし、非農用地に係る換地（換地上に必要な工事を含む。）に必要な経費のほか、次に掲げる施設用地の整備等に関する事業の工事に必要な経費を含むものとする。</u></p> <p><u>(1) 農業近代化施設用地</u></p> <p><u>(2) 地方公共団体等が事業実施主体となって地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、保健医療施設、通信交通施設、行政施設等の施設用地</u></p> <p><u>(3) 集落移転用地</u></p> <p>2 <u>別記に規定する換地費には、確定測量費を含むものとする。</u></p> <p>3 <u>高度土地利用調整事業のうち指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画又は特定地域導入促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。また、耕作放棄地解消支援事業のうち指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合にあつては、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度。以下同じ。）までにおいて実施するものとする。</u></p> <p>4 <u>高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の助成は、5に規定する助成の限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画又は特定地域導入促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後の年度までにおいて実施するものとする。</u></p> <p>5 <u>調査・調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する次の基準額に調整事業の実施年数を乗じた額とする。</u></p> <p><u>(1) 60ヘクタール未満の場合にあつては、1,500千円</u></p> <p><u>(2) 60ヘクタール以上200ヘクタール未満の場合にあつては、2,000千円</u></p> <p><u>(3) 200ヘクタール以上の場合にあつては、4,000千円</u></p> <p>6 <u>農業経営高度化促進事業の助成は、促進計画、遊休農用地利用増進整備計画、特定地域導入促進計画又は国営農地再編整備事業の農地集積に係</u></p>	<p>(新設)</p> <p>第11 助成 農地整備事業に係る要綱第8の経費とは、別記に掲げる費用とする。</p>
---	--

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

<p><u>る計画に定める目標年度までに第5の1の（3）、第5の2の（1）のウ、第5の2の（2）のエ、第5の3の（4）若しくは第5の4に定める要件を満たしている場合に行うものとする。</u></p> <p>7 <u>農業経営高度化促進事業の助成は、8及び9に規定する助成の限度額の範囲内において行うものとする。</u></p> <p>8 <u>農業経営高度化促進事業（中山間担い手育成支援事業を除く。）の助成の限度額は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）経営体育成型及び中山間地域型において実施する中心経営体農地集積促進事業にあつては、生産基盤整備事業等の総事業費に別表3の区分の欄の1に示す助成割合を乗じた額とする。</u></p> <p><u>（2）国営事業促進型において実施する中心経営体農地集積促進事業にあつては、国営農地再編整備事業の総事業費に別表3の区分の欄の2に示す助成割合を乗じた額とする。</u></p> <p><u>（3）耕作放棄地型において実施する耕作放棄地解消・集積促進事業にあつては、生産基盤整備事業等の総事業費に別表3の区分の欄の4に示す助成割合を乗じた額とする。</u></p> <p>9 <u>中山間担い手育成支援事業の助成は次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）中山間担い手育成支援事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に別表3の区分の欄の3に示す助成割合を乗じた額とする。</u></p> <p><u>（2）中心経営体農地集積促進事業及び中山間担い手育成支援事業を併せて実施する場合の中心経営体農地集積促進事業の助成の限度額の算定に当たっては、8の（1）の「総事業費」を「事業の受益面積のうち中山間担い手育成支援事業の対象とする中心経営体の経営等農用地面積を除いた面積の割合を総事業費に乗じて得た額」と読み替えて算定するものとする。</u></p> <p>10 <u>耕地利用高度化推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画又は特定地域導入促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。</u></p> <p>11 <u>耕作放棄地活用推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後の年度までにおいて実施するものとする。</u></p> <p>第12 その他</p> <p>1 <u>別表1の区分の欄の2から4までの事業は、法による土地改良事業以外</u></p>	<p>（新設）</p>
---	-------------

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

の事業として実施するものとしているので、留意されたい。

- 2 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。）であって、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画（都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和22年法律第67号）第5条第5号に掲げる公共施設に当たる。
- 3 第11の8、9及び10の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち生産基盤整備事業及び国営農地再編整備事業の総事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、農業経営高度化促進事業及び耕地利用高度化推進事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。
- 4 事業の実施に当たっては、事業実施主体は、可能な限り事業費の低減に努めるものとする。
- 5 中山間地域等直接支払交付金の実施地域において本事業を行う場合は、集落戦略（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第6の2の(1)のアの(オ)の「集落戦略」をいう。）が策定されている（見込みを含む）こと。

別記 [略]

別記 [略]

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

別表1（事業内容）				別表					
区分	事業種類	事業内容	備考	区分	事業種類	事業内容	備考		
1	農業生産基盤整備事業	[略]	[略]	1	農業生産基盤整備事業	[略]	[略]		
2	農業生産基盤整備附帯事業	[略]	[略]	2	農業生産基盤整備附帯事業	[略]	[略]		
3	営農環境整備事業	[略]	[略]	3	営農環境整備事業	[略]	[略]		
4	農業経営高度化支援事業	(1) 高度土地利用調整事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業 (2) 耕作放棄地解消支援事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業 (3) 農業経営高度化促進事業 ア 中心経営体農地集積促進事業 イ 耕作放棄地解消・集積促進事業 ウ 中山間担い手育成支援事業 (4) 耕地利用高度化推進事業 (5) 耕作放棄地活用推進事業	土地利用調整及び農地の利用集積を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動 土地利用調整及び耕作放棄地解消を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動 耕作放棄地解消のための関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動 中心経営体への農地の集積・集約化に向けた促進支援 担い手への耕作放棄地の利用の集約化に向けた促進支援 地域の農業を牽引する中心経営体の育成支援 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、耕作放棄地活用のための条件整備活動、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動	経営体育成型及び中山間地域型に限る 経営体育成型及び中山間地域型に限る 耕作放棄地型に限る 耕作放棄地型に限る 経営体育成型、中山間地域型及び国営事業促進型に限る 耕作放棄地型に限る 第5の2の(2)により採択された中山間地域型に限る 耕作放棄地型に限る 耕作放棄地型に限る	4	農業経営高度化支援事業	(1) 高度土地利用調整事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業 (2) 耕作放棄地解消支援事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業 (3) 農業経営高度化促進事業 ア 中心経営体農地集積促進事業 イ 耕作放棄地解消・集積促進事業 ウ 中山間担い手育成支援事業 (4) 耕地利用高度化推進事業 (5) 耕作放棄地活用推進事業	土地利用調整及び農地の利用集積を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動 土地利用調整及び耕作放棄地解消を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動 耕作放棄地解消のための関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動 中心経営体への農地の集積・集約化に向けた促進支援 担い手への耕作放棄地の利用の集約化に向けた促進支援 地域の農業を牽引する中心経営体の育成支援 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、耕作放棄地活用のための条件整備活動、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動	経営体育成型、中山間地域型及び中山間傾斜農地型に限る 経営体育成型、中山間地域型及び中山間傾斜農地型に限る 耕作放棄地型に限る 耕作放棄地型に限る 経営体育成型、中山間地域型、中山間傾斜農地型及び国営事業促進型に限る 耕作放棄地型に限る 中山間傾斜農地型に限る 耕作放棄地型に限る 耕作放棄地型に限る
5	特認事業	[略]	[略]	5	特認事業	[略]	[略]		

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1 (平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号)一部改正新旧対照表
(下線部分は改正部分)

別表2 (採択要件)		(新設)	
区分	現況	基準	要件
1-1	40パーセント未満	50パーセント以上となること	
経営体育成型	40パーセント以上	10パーセントポイント以上増加すること	
	50パーセント未満		
第5の1の(2)のアの集積率要件	50パーセント以上	60パーセント以上となること	担い手農地利用集積率が左記のように増加することが <u>確実と見込まれること</u>
	55パーセント未満		
	55パーセント以上	5パーセントポイント以上増加すること	
	90パーセント未満		
	90パーセント以上	95パーセント以上となること	
	95パーセント未満		
	95パーセント以上	担い手への利用集積が図られること	
1-2	23パーセント未満	30パーセント以上となること	
経営体育成型	23パーセント以上	7パーセントポイント以上増加すること	
集約化率要件	35パーセント未満		
	35パーセント以上	42パーセント以上となること	担い手農地利用集約化率が左記のように増加することが <u>確実と見込まれること</u>
第5の1の(2)のイの集約化率要件	38.5パーセント未満		
	38.5パーセント以上	3.5パーセントポイント以上増加すること	
	63パーセント未満		
	63パーセント以上	66.5パーセント以上となること	
	66.5パーセント未満		
	66.5パーセント以上	担い手への集約化が図られること	
2-1	40パーセント未満	50パーセント以上となること	
中山間地域型集積率要件①	40パーセント以上	10パーセントポイント以上増加すること	
	50パーセント未満		
第5の2の(1)のイの(ア)の集積率要件	50パーセント以上	60パーセント以上となること	担い手農地利用集積率が左記のように増加することが <u>確実と見込まれること</u>
	55パーセント未満		
	55パーセント以上	5パーセントポイント以上増加すること	
	90パーセント未満		
	90パーセント以上	95パーセント以上となること	
	95パーセント未満		
	95パーセント以上	担い手への利用集積が図られること	
2-2	23パーセント未満	30パーセント以上となること	
中山間地域型集約化率要件①	23パーセント以上	7パーセントポイント以上増加すること	
	35パーセント未満		
第5の2の(1)のイの(イ)の集約化率要件	35パーセント以上	42パーセント以上となること	担い手農地利用集約化率が左記のように増加することが <u>確実と見込まれること</u>
	38.5パーセント未満		
	38.5パーセント以上	3.5パーセントポイント以上増加すること	
	63パーセント未満		
	63パーセント以上	66.5パーセント以上となること	
	66.5パーセント未満		
	66.5パーセント以上	担い手への集約化が図られること	
3-1	20パーセント未満	30パーセント以上となること	
中山間地域型集積率要件②	20パーセント以上	10パーセントポイント以上増加すること	
	50パーセント未満		
第5の2の(2)のウの(ア)の集積率要件	50パーセント以上	60パーセント以上となること	担い手農地利用集積率が左記のように増加することが <u>確実と見込まれること</u>
	55パーセント未満		
	55パーセント以上	5パーセントポイント以上増加すること	
	90パーセント未満		
	90パーセント以上	95パーセント以上となること	
	95パーセント未満		
	95パーセント以上	担い手への利用集積が図られること	
3-2	13パーセント未満	20パーセント以上となること	
中山間地域型集約化率要件②	13パーセント以上	7パーセントポイント以上増加すること	
	35パーセント未満		
第5の2の(2)のウの(イ)の集約化率要件	35パーセント以上	42パーセント以上となること	担い手農地利用集約化率が左記のように増加することが <u>確実と見込まれること</u>
	38.5パーセント未満		
	38.5パーセント以上	3.5パーセントポイント以上増加すること	
	63パーセント未満		
	63パーセント以上	66.5パーセント以上となること	
	66.5パーセント未満		
	66.5パーセント以上	担い手への集約化が図られること	

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

別表3（助成）				助成額
区分	基準	助成割合		
1 経営体育成型 中山間地域型 中心経営体農地 集積促進事業	中心経営体農地集積率	基本	集約化加算（※1）	生産基盤整備 事業等の総事 業費に左記の 助成割合を乗 じた金額を限 度額とする。
	55パーセント以上	0.055	0.065	
	65パーセント未満			
	65パーセント以上	0.065	0.095	
	75パーセント未満			
	75パーセント以上	0.075	0.105	
	85パーセント未満			
	85パーセント以上	0.085	0.125	
2 国営事業促進型 中心経営体農地 集積促進事業	中心経営体農地集積率	基本	集約化加算（※1）	国営農地再編 整備事業の総 事業費に左記 の助成割合を 乗じた金額を 限度額とする。
	55パーセント以上	0.014	0.017	
	65パーセント未満			
	65パーセント以上	0.017	0.022	
	75パーセント未満			
	75パーセント以上	0.019	0.027	
	85パーセント未満			
	85パーセント以上	0.022	0.032	
3 中山間地域型 中山間担い手育 成支援事業	対象とする中心経営体の経営等農用地に対する高収益作物の作付面積の増加割合	基本		生産基盤整備 事業等の総事 業費に左記の 計算式による 助成割合を乗 じた金額を限 度額とする。
	5パーセント以上	当該中心経営体の集積率×0.030		
	10パーセント未満			
	10パーセント以上	当該中心経営体の集積率×0.045		
	15パーセント未満			
	15パーセント以上	当該中心経営体の集積率×0.060		
	20パーセント未満			
	20パーセント以上	当該中心経営体の集積率×0.075		
4 耕作放棄地型 耕作放棄地解消 ・集積促進事業	耕作放棄地集約化率	基本		生産基盤整備 事業等の総事 業費に左記の 助成割合を乗 じた金額を限 度額とする。
	4パーセント以上	0.020		
	5パーセント未満			
	5パーセント以上	0.030		
	6パーセント未満			
	6パーセント以上	0.040		
	7パーセント未満			
	7パーセント以上	0.050		
	8パーセント未満			
	8パーセント以上	0.060		
	9パーセント未満			
9パーセント以上	0.070			
	10パーセント未満			
	10パーセント以上	0.075		

※1 中心経営体の経営等農用地面積の80パーセント以上を集約化する場合

（新設）

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

別紙様式第1号		集約化を進める基本的な方針		市町村名	
都道府県					
1. 集約化の実施に関する基本的な事項	農用地の集約化をめぐる現状の分析				
	本事業を実施する意義及び本事業により目指す方向				
	集約化に関する目標				
2. 集約化を進める区域	集約化促進区域（面積）				（ h a ）
					（ h a ）
3. 集約化の推進体制に関する事項					
4. 農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項					

注1：「集約化を進める区域」は、大字単位とする。

注2：「集約化の推進体制に関する事項」は、当該市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画書の第2章の9. 推進整備体制計画に示す部会（推進組織）等も含めた推進体制について記載する。

注3：「農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項」は、本事業と当該事業の連携が予定されているものに限る。

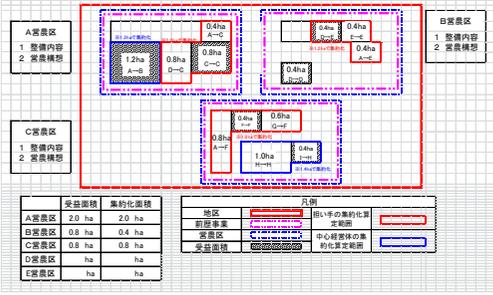
（新設）

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

別紙様式第2号		(1/2)	(新設)
○○地区農用地集積加速化整備構想			
事 項	内 容		
1. 事業実施区域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区名： ・ 所在地： ・ 地区面積： 		
2. 事業実施区域における農用地の現状及び問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区農用地の現状及び課題 ・ 整備状況（前歴事業等） 		
3. 地域における農業の振興方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作付作物、土地利用体系、作業体系等 		
4. 整備構想実現のために必要な生産基盤整備の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区設定理由 ・ 全体整備量 ・ 全体整備（受益）面積 ・ 営農区設定の基本的考え方及び営農区数 ・ 整備による効果 ・ 全営農区面積 ・ 担い手への集約化率の増加見込み 		
5. 各営農区の概要			
① ○○営農区	<ul style="list-style-type: none"> 営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 整備（受益）面積： 		
② ○○営農区	<ul style="list-style-type: none"> 営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 		

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

(2/2)

○○地区農用地集積加速化整備構想																									
事 項	内 容																								
6. 営農区の営農活動 等方針	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の生産性の向上方針： ・担い手育成・確保方針： ・農業生産活動方針： 																								
7. 農地集積加速化整備構想図	<p>別に添付すること。（図面スケール：1/25,000 又は 1/50,000） また、図面の作成に当たっては、以下の事項を明記すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 前歴事業の地区範囲 ② 地区範囲、営農区範囲 ③ 各営農区の整備内容 ④ 各営農区の整備目的（営農構想を踏まえたもの） <p>・○○事業（交付金）のうち農地整備事業【経営体育成型】（○○地区）</p>  <table border="1" style="font-size: small; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">受給面積</th> <th colspan="2">集約化面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A営農区</td> <td>2.0 ha</td> <td>2.0 ha</td> <td>2.0 ha</td> </tr> <tr> <td>B営農区</td> <td>0.8 ha</td> <td>0.4 ha</td> <td>0.4 ha</td> </tr> <tr> <td>C営農区</td> <td>0.8 ha</td> <td>0.8 ha</td> <td>0.8 ha</td> </tr> <tr> <td>D営農区</td> <td>ha</td> <td>ha</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>E営農区</td> <td>ha</td> <td>ha</td> <td>ha</td> </tr> </tbody> </table>	受給面積		集約化面積		A営農区	2.0 ha	2.0 ha	2.0 ha	B営農区	0.8 ha	0.4 ha	0.4 ha	C営農区	0.8 ha	0.8 ha	0.8 ha	D営農区	ha	ha	ha	E営農区	ha	ha	ha
受給面積		集約化面積																							
A営農区	2.0 ha	2.0 ha	2.0 ha																						
B営農区	0.8 ha	0.4 ha	0.4 ha																						
C営農区	0.8 ha	0.8 ha	0.8 ha																						
D営農区	ha	ha	ha																						
E営農区	ha	ha	ha																						
8. その他	<p>別紙1の第2の5に従い1ha（北海道にあっては3ha）を超えるまとまりをもって集約化要件とした場合、次の事項を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 都道府県知事が認めた集約化要件 ② ①を認めた理由及び概要 																								

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1 (平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号)一部改正新旧対照表
(下線部分は改正部分)

別記様式第3号

特定地域農用地利用集積等促進土地改良整備計画

都道府県名	所在地	地区名	地区面積(ha)	地域区分	傾斜度 1/100以上(%)	平均傾斜度	
地勢及び社会経済条件				農用地の整備状況			
営農状況							
地区設定理由				非農用地の概要			
業構造改善目標	現 況 → 目 標						
担い手等の見通し	区 分	担い手農家数	農地所有適格法人数	生産組織数	集落営農数	その他(経営受託)	計
	現況						
農用地の流動化計画及び経営体育成計画又は農地所有適格法人等育成計画	項目	農用地面積(ha) ①	担い手の経営面積(ha) ②	同左シェア (%) ②÷①	認定農業者数	全農家に占める認定農業者の割合	備考
	現況					当該地区(対象事業完了時) 市町村平均	目標年度: ○○年度
	対象事業完了時 目標						
土地利用計画	集積方法(目標)	計(ha)	担い手農家	農地所有適格法人	生産組織	集落営農	
	自己所有地						
	貸借権設定						
	経営受託						
	基幹作業受託						
	計(ha)						
高収益作物導入促進計画	項目	地区における高収益作物作付面積の事業実施前に対する増加面積(ha)	高収益作物の作付面積の増加割合(%)	担い手による高収益作物作付面積の事業実施前に対する増加面積(ha)	高収益作物の作付面積の増加割合(%)		
	対象事業完了時 目標						
農業生産基盤整備計画	(年～ 年)	(年～ 年)	(年～ 年)	(年～ 年)			

(新設)

別記様式第4号

	県	地区
	作成年月	

特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画書
 ○ ○ 地区

 年 月 日
 ○ ○ 県 ○ ○ 市町村

(新設)

<目次>

- | | |
|--|---|
| <p>1 特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画総括表</p> <p>2 農業構造再編の目標</p> <p>(1) 生産性向上の目標</p> <p>(2) 市町村が定めた農業構造改善目標（将来の営農類型）</p> <p>(3) 担い手等の見通し</p> <p>(4) 経営所得安定対策加入経営体の見通し</p> <p>(5) 経営所得安定対策加入経営体の概要</p> <p>3 農用地の流動化計画</p> <p>(1) 農用地流動化計画</p> <p>(2) 農作業集積計画</p> <p>4 経営体育成計画又は農地所有資格法人等育成計画</p> <p>(1) 認定農業者の育成計画</p> <p>(2) 農地所有資格法人等育成計画</p> <p>5 高収益作物導入促進計画</p> <p>(1) 地区における高収益作物の作付計画</p> <p>(2) 担い手による高収益作物の作付計画</p> <p>6 土地利用計画</p> <p>(1) 土地利用区分</p> <p>(2) 土地利用計画</p> <p>(3) 作物作付計画</p> <p>1 特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画総括表</p> | <p>7 農業機械利用計画</p> <p>(1) 田植機</p> <p>(2) 乗用型トラクター</p> <p>(3) コンバイン</p> <p>(4) その他の農業機械</p> <p>8 ほ場の整備計画</p> <p>9 農業生産基盤の整備目標</p> <p>(1) 基盤整備の基本方針</p> <p>(2) 基盤整備の概要</p> <p>10 関連事業計画</p> <p>11 推進体制整備計画</p> <p>12 営農環境の整備目標</p> <p>(1) 営農環境整備の基本方針</p> <p>(2) 営農環境整備の概要</p> <p>13 土地改良施設等の管理計画</p> <p>(1) 農業水利費に関する事項</p> <p>(2) 土地改良施設の維持管理計画</p> <p>(3) その他施設の維持管理計画</p> <p>14 農業農村整備事業管理計画</p> <p>(1) 農業生産基盤整備計画</p> <p>(2) 営農環境整備計画</p> <p>15 その他必要な事項</p> |
|--|---|

都道府県名	所在地	地区名	地区面積(ha)	地域区分	傾斜度 1/100以上(%)	平均傾斜度
地勢及び社会経済条件				農用地の整備状況		
営農状況						
地区設定理由				非農用地の概要		

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1 (平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号)一部改正新旧対照表
(下線部分は改正部分)

農業構造 再編の 目標	現 況 → 目 標									
農用地の 流動化計 画及び経 営体育成 計画又は 農地所有 適格法人 等育成計 画	項目	農用地面積 (ha) <u>(1)</u>	担い手の経 営面積(ha) <u>(2)</u>	同左シェア (%) <u>(2)÷(1)</u>	認定農業者数	全農家に占 める認定農 業者の割合	備考			
	現況						当該地区(対象 事業完了時)			
	対象事業 完了時						市町村平均			
	目標							目標年度： ○○年度		
土地利用 計画	集積方法(目標)	計(ha)	担い手農家	農地所有適格法人	生産組織	集落営農				
	自己所有地									
	賃借権設定									
	経営受託									
	基幹作業受託									
	計(ha)									
高収益作 物導入促 進計画	項目	地区における高収益 作物作付面積の事業 実施前に対する増加 面積(ha)	高収益作物の作付面 積の増加割合(%)	担い手による高収益 作物作付面積の事業 実施前に対する増加 面積(ha)	高収益作物の作付面 積の増加割合(%)					
	対象事業完了時									
	目標									

土地利用計画図
○○県○○地区

(位置図)

凡 例		
担い手の農用	黒	
区 分	水田	赤
	畑	黄
	飼料畑	黄緑
	樹園地	茶
農地転用区域	青	
非農用地区域	緑	

注1：6土地利用計画に従って区分する。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

2 農業構造再編の目標

(1) 生産性向上の目標

① 都道府県における農作物生産性向上指針

項 目	作物名		作物名		作物名		作物名		試算条件
	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	
10	収量	(kg)							①作付体系、経営規模 ②労働力 ③主要機械装備 ④ほ場条件 ⑤営農技術水準
a	労働時間	(時間)							
	(参考)県平均労働時間								
当	生産費	(円)							
た	うち農機具費								
り	その他の物材費								
	労働費								
	60kg 当たり費用合計 (円)								

② 当該地区における生産性向上等の目標

項 目	作物名		作物名		作物名		作物名		試算条件
	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	
10	収量	(kg)							①作付体系、経営規模 ②労働力 ③主要機械装備 ④ほ場条件 ⑤営農技術水準
a	労働時間	(時間)							
	(参考)県平均労働時間								
当	生産費	(円)							
た	うち農機具費								
り	その他の物材費								
	労働費								
	60kg 当たり費用合計 (円)								

(2) 市町村が定めた農業構造改善目標（将来の営農類型）

番号	営農類型	経営規模の目標	農家戸数の目標	その他

(3) 担い手等の見直し

① 農家数及び経営規模

区 分	専業		第一種兼業		第二種兼業		計	
	戸数	標準経営規模	戸数	標準経営規模	戸数	標準経営規模	戸数	標準経営規模
現況 (RO)	戸	ha/戸 ()	戸	ha/戸 ()	戸	ha/戸 ()	戸	ha/戸 ()
目標 (RO)	戸	ha/戸 ()	戸	ha/戸 ()	戸	ha/戸 ()	戸	ha/戸 ()

注：上段（ ）は、地区外の経営面積もカウントした標準経営規模である。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1 (平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号)一部改正新旧対照表
(下線部分は改正部分)

3 農用地の流動化計画

(1) 農用地流動化計画

① 担い手への利用集積計画

区分	農用地面積 (ha) (A)	担い手の 所有面積 (ha) (B)	担い手への使用収益権面積(ha)				担い手への 基幹3作業 受託面積 (ha) (D)	担い手への 利用集積面積 (ha) (E=B+C+D)	農用地面積に 占める担い手 への利用集積 率(%) (E/A)
			経営基盤強 化法の貸借 権設定	農地法第3 条による貸 借権設定	その他	計 (C)			
現況 (a)									
1年 度目									
2年 度目									
3年 度目									
4年 度目									
5年 度目									
対 象 事 業 完 了 時(b)									
目 標									
b-a									

注：計画において、生産組織及び集落営農による利用集積を行う場合は、オペレーターの所有耕地及び貸借権等設定値を含めて基幹3作業受託で整理を行い記入する。

② 担い手への面的集積計画

区分	農用地面積 (ha) (A)	担い手の 所有面積の うち面的集 積面積 (ha) (B)	担い手への使用収益権面積のうち 面的集積面積(ha)				担い手への 基幹3作業 受託面積のう ち面的集積面 積 (ha) (D)	担い手への 面的集積面積 (ha) (E=B+C+D)	農用地面積に 占める担い手 への面的集積 率(%) (E/A)
			経営基盤強 化法の貸借 権設定	農地法第3 条による貸 借権設定	その他	計 (C)			
現況 (a)									
1年 度目									
2年 度目									
3年 度目									
4年 度目									
5年 度目									
対 事 業 完 了 時 (b)									
目 標									
b-a									

注：計画において、生産組織及び集落営農による面的集積を行う場合は、オペレーターの所有耕地及び貸借権等設定値を含めて基幹3作業受託で整理を行い記入する。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

(2) 農作業集積計画

作物名 区分	作業名		現況					目標					
	個別 農家	うち中 核農家	農地所 有適格 法人	生産 組織	集落 営農	その他	計	担い 手農 家	農地所 有適格 法人	生産 組織	集落 営農	その他	計
組織数(組織)													
農家戸数(戸)													
基幹作業													
経営受託(ha)													

4 経営体育成計画又は農地所有適格法人等育成計画

(1) 認定農業者の育成計画

	市町村全体				地区内										
	現況	目標	全農家 戸数	目標割 合(%)	現況	1年度 目	2年度 目	3年度 目	4年度 目	5年度 目	対象 事業 完了 時	目標	全農 家戸 数	認定農 業者比 率(%)	増加率 (%)
		(A)	(B)	(A/B)	(C)							(D)	(E)	(D/E)	(D-C)/ C
認定農業者数															

(2) 農地所有適格法人等育成計画

(1) 農地所有適格法人等概要

作成年月日	年 月 日	構成員数(戸数)	人(戸)
農地所有適格法人となる予定日	年 月 日	特定農業法人となる予定日	年 月 日
認定農業者となる予定日	年 月 日	経営所得安定対策の加入者 となる予定日	年 月 日
予定法人形態		予定構成員数	人(うち常時従事者数 人)
予定経営方針			

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

(2) 目標とする農業経営の指標

① 目標とする営農類型										
作目・部門名		現状		法人設立時		完了時		目標		
		作付面積	生産量	作付面積	生産量	作付面積	生産量	作付面積	生産量	
経営面積合計										
② 農業経営の規模	経営耕地	区分	地目	所在地	現状	法人設立時	完了時	目標		
		組織の構成員が権原を有している農地								
	作目		作業		現状	法人設立時	完了時	目標		
	特定作業受託				作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量
	作業受託	単純計								
		換算後								
その他の関連附帯事業	事業名	内容		現状	法人設立時	完了時	目標			
③ 生産方式	機械・施設	機械・施設名			型式、性能、規模等及びその台数					
					現状	法人設立時	完了時	目標		
	農用地の利用条件	現状	法人設立時	完了時	目標					
④ 経営管理の方法		現状	法人設立時	完了時	目標					
⑤ 農業従事の態様等										
⑥ 売上高		農業		設立時	完了時	目標				
		その他事業								
⑦ 構成員数		総数								
⑧ 業務執行役員数		総数								

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

5 高収益作物導入促進計画

(1) 地区における高収益作物の作付計画

区分	農用地面積 (ha) (A)	地区における 高収益作物作付面積 (ha) (B)	地区における高収益作物 作付面積の事業実施前に 対する増加面積 (ha) (C)	高収益作物の作付面積の 増加割合 (%) (C/A)
現況				
1年度目				
2年度目				
3年度目				
4年度目				
5年度目				
対象事業 完了時				
目標				

(2) 担い手による高収益作物の作付計画

農業者 等名	区分	担い手の 利用集積				担い手による 高収益作物 作付面積 (ha) (E)	担い手による 高収益作物 作付面積の 事業実施 前に対する 増加面積 (ha) (F)	高収益作物 の作付面積 の増加割合 (%) (F/A)
		面積 (ha) (A=B+C+D)	担い手の 所有面積 (ha) (B)	担い手の 使用収益権 面積 (ha) (C)	担い手の 基幹3作業 受託面積 (ha) (D)			
	現況							
	1年度目							
	2年度目							
	3年度目							
	4年度目							
	5年度目							
	対象事業 完了時							
	目標							

注：別紙1の第5の4の(2)のイの要件を満たす担い手について、当該担い手別に記入する。

6 土地利用計画

(1) 土地利用区分

集落名	面積 (ha)	内 訳						
		高生産性農業型ほ場区域		集約農業型 ほ場区域	条件不利区域	農地転用区域	非農用地	その他
		大区画 ほ場区域	標準区画 ほ場区域					
	()	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()	()
計	()	()	()	()	()	()	()	()

注1：() 内は内数で、当該ハード事業実施区域のうち、畦畔除去等簡易なほ場整備を含むほ場整備区域等の面積を記入する。

注2：土地利用区分は次の例を参考とする。

ア. 高生産性農業型ほ場区域

(1)大型集積機械や航空機利用等による大規模経営や乾田直播等新たな営農技術の導入を図るため、ほ場の大区画化、農地の集積を強力に進めることが可能な地域。

(2)大区画のほ場整備が実施され、又は畦畔除去等により区画の大規模化が促進される地域。

(3)数集落の農地が生産組織等により利用されることが想定される地域。

(4)将来においても生産性の高い優良農地として保全する地域。

(5)標準区画程度に区画整理が終了した地域において、大区画化を前提とする農地利用の集積が図られること。

イ. 集約農業型ほ場区域

(1)大区画ほ場を造成することが困難であり、果樹、野菜等を交えた集約的な複合経営を目指す地域。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1 (平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号)一部改正新旧対照表
(下線部分は改正部分)

(イ)生産調整を積極的に行う地域。

ウ: 条件不利区域

生産性の向上があまり期待できず、原則として事業対象としない地域。

エ: 農地転用区域

計画的に農地を転用する地域であって、事業対象としない地域。

オ: 非農用地

当該ハード事業により設定された非農用地区域。

(2) 土地利用計画

① 権利に基づく土地利用集積方法

農作業主体 権利の種類	担い手等										合計	
	農家		農地所有資格法人		生産組織		集落営農		その他		戸数	面積
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積		
自己所有地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃借権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

注: 本表の基礎資料として、ア 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、イ 農用地集積状況図を作成する。

ア 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

(数値等は記入例)

担い手 番号	地番	面積	計画 地目	所有 農家 番号	担い手区分別集積方法					計
					担い手農家	農地所有資格法人	生産 組織	集落 営農	その他 法人	
⑥	0001	1.20	田	⑥	(所)⑥ 1.20					
	0002	1.06	畑		(所)⑥ 1.06					
	0103	1.40	田	②	(賃)⑥ 1.40					
	0205	1.35	〃	④	(受)⑥ 1.35					
小計		5.01			5.01					
計										

注1: 一覧表は、担い手別に整理する。

注2: 集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑥等、法人及び組織等はA等と表記する。

イ 農用地集積状況図

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

(2) 権利に基づく面的土地利用集積方法

農作業主体 権利の種類	担い手等										合計	
	農家		農地所有適格法人		生産組織		集落営農		その他		戸数	面積
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積		
自己所有地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃借権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

注：本表の基礎資料として、ア 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、イ 農用地面的集積状況図を作成する。

ア 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

(数値等は記入例)

担い手番号	地番	面積	計画地目	所有農家番号	担い手区分別面的集積方法					計
					担い手農家	農地所有適格法人	生産組織	集落営農	その他法人	
⑥	0001	1.20	田	⑥	(所)⑥ 1.20					
	0002	1.06	畑		(所)⑥ 1.06					
	0103	1.40	田	②	(賃)⑥ 1.40					
	0205	1.35	〃	④	(受)⑥ 1.35					
小計		5.01			5.01					
計										

注1：一覧表は、担い手別に整理する。

注2：集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑥等、法人及び組織等はA等と表記する。

イ 農用地面的集積状況図

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

③ 権利に基づく経営所得安定対策加入経営体への土地利用集積方法

農作業主体 権利の種類	経営所得安定対策加入経営体								合計	
	個別農業者		農地所有適格法人等				集落営農		戸数	面積
	戸数	面積	戸数	面積	うち特定農業法人 戸数	面積	戸数	面積		
自己所有地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃借権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注：本表の基礎資料として、ア 経営所得安定対策加入経営体別地番別土地利用調整結果一覧表、イ 農用地集積状況図を作成する。

ア 経営所得安定対策加入経営体別地番別土地利用調整結果一覧表

（数値等は記入例）

経営所得安定対策加入経営体番号	地番	面積	計画地目	所有農家番号	経営所得安定対策加入経営体別集積方法			計
					個別農業者	農地所有適格法人等	集落営農	
A	0001	1.20	田	⑥		(所)⑥ 1.20		
	0002	1.06	畑			(所)⑥ 1.06		
	0103	1.40	田	②		(賃)⑥ 1.40		
	0205	1.35	〃	④		(受)⑥ 1.35		
小計		5.01				5.01		
計								

注1：一覧表は、経営所得安定対策加入経営体別に整理する。

注2：集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑥等、法人及び組織等はA等と表記する。

イ 農用地集積状況図

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

(3) 作物作付計画

① 地区における作物作付計画

地目		田				畑				計			
		現況		計画		現況		計画		現況		計画	
本地面積		面積	率										
表作・裏作	作物名												
	表作												
裏作	裏作												
	計（耕地利用率）												

② 担い手による作物作付計画

農業者等名	地目		田				畑				計			
	本地面積		面積	率										
	表作・裏作	作物名												
		表作												
	裏作	裏作												
		計（耕地利用率）												

注：運用第5の2の（2）のイの（イ）の要件を満たす担い手について、当該の担い手別に記入する。

7 農業機械利用計画

(1) 田植機

区分	計画区内 農用地面積 (ha)	能力別	(参考) 1台あたり利用 規模下限面積	所有 台数	利用 面積	うち個人利用		うち共同利用	
						台数	面積	台数	面積
現況 (年)		歩2条	ha		ha		ha		ha
		乗3～4条							
		乗5～6条							
		乗8条～							
計画 (年)		計							
		条 条							
		計							

注1：農業機械の1台あたり利用規模下限面積とは、機種能力及び経済性を基準として都道府県が定める高性能農業機械導入計画で定めたものを用いる。なお、同計画で定めていない機種等については記入を要しない（以下同じ）。

注2：目標年度における導入機械の能力及び台数は、コスト低減目標の試算条件を考慮し計画する（以下同じ）。

注3：能力区分は、計画における能力区分と合致する区分とする（様式はあくまでも例であり、固定するものではない）。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1 (平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号)一部改正新旧対照表
(下線部分は改正部分)

(2) 乗用型トラクター

区分	計画区内 農用地面積 (ha)	能力別	(参考) 1台あたり利用 規模下限面積	所有 台数	利用 面積	うち個人利用		うち共同利用	
						台数	面積	台数	面積
現況 (年)		～20ps	ha		ha		ha		ha
		20～30ps							
		30～40ps							
		40ps～							
計画 (年)		計							
		ps							
		計							

(3) コンバイン

区分	計画区内 農用地面積 (ha)	能力別	(参考) 1台あたり利用 規模下限面積	所有 台数	利用 面積	うち個人利用		うち共同利用	
						台数	面積	台数	面積
現況 (年)		自脱刈幅	ha		ha		ha		ha
		～0.8m							
		0.8～1.2m							
		1.2～1.6m							
		1.6m～							
		汎用～2.5m							
		普通～0.8m							
		0.8～2.5m							
		2.5～3.5m							
		3.5m～							
計画 (年)		計							
		m							
		計							

(4) その他の農業機械
(その他必要な農業機械について、利用計画を記入する。)

8 ほ場の整備計画

区分	現況(年)	計画(年)
耕地面積(ha)		
高生産性ほ場(大区画)		()
一般ほ場(ほ区均平標準区画)		()
〃 (耕区均平標準区画)		()
〃 (その他標準区画)		()
労働集約型ほ場(小区画)		()
未整備		
非農用地		
その他面積		
計		

注1: 非農用地とは現況耕地等であってほ場整備により創設されるものとし、その他面積には、樹園地等を含む。

注2: ほ場の整備計画は、ほ場現況図及びほ場整備計画図を作成する。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

9 農業生産基盤の整備目標

(1) 基盤整備の基本方針

（農業生産基盤の整備について、農業構造再編の目標等を踏まえ、水田及び畑の区画規模、農業用排水施設、農道等について整備方針を示す。）

(2) 基盤整備の概要

① 区画整理

項 目	現 況		目 標	
	面 積	比 率	面 積	比 率
水田	総面積	ha	ha	%
	整備済			
畑	総面積			
	整備済			

② 農業用排水施設

項 目	現 況	目 標
幹線水路	m	m
幹線排水路		
支線水路		
支線排水路		
水路総延長		
うち改良済み		

③ 農 道

項 目	現 況	目 標
幹線道路	m	m
改良済		
支線道路		
改良済		
道路総延長		
うち改良済		

10 関連事業計画

導入事業名	事業の内容	予 定 工 期		農地整備事業(中山間傾斜農地型)との関連	備 考
		導入年度	完了年度		

11 推進体制整備計画

（事業の円滑な推進を図るための推進体制について、市町村段階、集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容等を記述するとともに組織図を作成する。）

12 営農環境の整備目標

(1) 営農環境整備の基本方針

（営農環境の整備について、農業農村の活性化のために生産基盤の整備と一体的に整備する農業集落道整備、農業集落排水施設の整備、集落防災安全施設の整備等について整備方針を示す。）

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

(2) 営農環境整備の概要

① 農業集落道

項目	現況	目標
実延長	m	m
改良延長		
改良率		
舗装延長		
舗装率		

② 農業集落排水施設

要整備量（路線）

項目	現況	目標
路線数		
延長		
整備率		
対象戸数		

要整備量（処理施設）

項目	現況	目標
処理人口		
普及率		
備考		

③ 集落防災安全施設

項目	現況	計画
防火水槽箇所		
防護フェンス		

1.3 土地改良施設等の管理計画

(1) 農業水利費に関する事項

内容	維持管理費	うち都道府県補助	うち市町村助成等	農家負担額	備考
	①	②	③	①-(②+③)	
	円/10a	円/10a	円/10a	円/10a	
計					

(2) 土地改良施設の維持管理計画

管理者	管理すべき施設の種類			管理に要する費用の概算及びその負担方法		
	名称	位置	管理の内容及び種類	名称	維持管理費	負担の方法

(3) その他施設の維持管理計画

管理者	管理すべき施設の種類			管理に要する費用の概算及びその負担方法		
	名称	位置	管理の内容及び種類	名称	維持管理費	負担の方法

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

14 農業農村整備事業管理計画

(1) 農業生産基盤整備計画

① 補助事業

事業名	地区名	事業 主体	受益 面積	概算総 事業費	主要工事 概要	予定負担率(%)		前年度 までの 事業費	事業実施スケジュール 年度別事業費					予定 工期	事業 番号	考
						市町村	農家		RO	RO	RO	RO				

② 国営事業

事業名	地区名	受益 面積	総事 業費	事業 工期	前年度 までの 進捗率	当該区域内施設等			事業 番号	備考
						受益 面積	施設の名称及び数量	進捗率		

(2) 営農環境整備計画

事業名	地区名	事業 主体	受益 面積	概算総 事業費	主要工事 概要	予定負担率(%)		前年度 までの 事業費	事業実施スケジュール 年度別事業費					予定 工期	事業 番号	備考
						市町村	農家		RO	RO	RO	RO				

15 その他必要な事項

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

別記様式第5号		(1/2)	(新設)
○○地区 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想			
事 項	内 容		
1. 事業実施区域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地区名： ・所在地： ・地区設定理由： ・受益面積： 		
2. 事業実施区域内の農地の現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地区農地の現況及び課題 		
3. 事業実施区域内の耕作放棄地の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・整備基本構想範囲の耕作放棄地の面積： <li style="padding-left: 20px;">うち受益地内の面積： ・耕作放棄地の発生理由： ・整備基本構想範囲の耕作放棄地となるおそれがある農地の面積： <li style="padding-left: 20px;">うち受益地内の面積： ・耕作放棄地となるおそれがあるとした理由： 		
4. 事業実施区域内の耕作放棄地の利用増進の方針			
5. 整備基本構想の実現のための整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・整備内容 ・整備による効果 		
6. 営農区の概要	<ul style="list-style-type: none"> 営農区数： 営農区面積の合計： 		
①○○営農区	<ul style="list-style-type: none"> 営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 受益面積： 		
②○○営農区	<ul style="list-style-type: none"> 営農区設定理由： 営農区の整備目的： 		

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

(2/2)													
○○地区 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想													
事 項	内 容												
7. 営農区の営農活動等方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業の生産性の向上方針： ・ 担い手育成・確保方針： ・ 農業生産活動方針： 												
8. 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想図	<p>別に添付すること。 （図面スケール：1/25,000 又は 1/50,000）</p> <p>また、図面の作成に当たっては、以下の事項を明記すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地区範囲、(営農区範囲) ②各営農区の整備内容 ③各営農区の整備目的 												
	<p>耕作放棄地型(○○地区)</p> <p>A営農区 1 整備内容 2 営農構想</p> <p>B営農区 1 整備内容 2 営農構想</p> <p>C営農区 1 整備内容 2 営農構想</p> <p>凡例</p> <table border="1"> <tr><td>地区</td><td>———</td></tr> <tr><td>営農区</td><td>———</td></tr> <tr><td>排水改良</td><td>———</td></tr> <tr><td>区画整理</td><td>———</td></tr> <tr><td>営生</td><td>———</td></tr> <tr><td>耕作放棄地</td><td>———</td></tr> </table>	地区	———	営農区	———	排水改良	———	区画整理	———	営生	———	耕作放棄地	———
地区	———												
営農区	———												
排水改良	———												
区画整理	———												
営生	———												
耕作放棄地	———												

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

別記様式第6号										(新設)
遊休農地利用増進土地改良整備計画書										
1 計画区域の現況										
都道府 県名	地区名			所在地						
地目	田	普通畑	樹園地	その他	計	備考				
農用地面積 (ha)										
受益地内の耕作放棄地面積	ha		耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれがある農地を含む割合			%				
受益地内の耕作放棄地となるおそれがある農地面積	ha									
地形・地質	土壌・気象									
地域農業概要	専業別農家戸数	専業	1種兼業	2種兼業	計	平均農家所得 (令和 年)				
						農業所得	千円			
	1戸当たり平均耕地面積 (ha)	水田	普通畑	樹園地	その他	計	農外所得	千円		
							計	千円		
主要作物付面積	作物名					延作付面積 (ha)		土地利用 率(%)		
	作付面積 (ha)									
	単位収量 (kg/10a)					/		/		
地域指定等										
2 課題及び整備方針										
地域農業の現状と課題										
地域農業の振興方向										
整備方針										

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

<合計>							
担い手数							
《事業前》	()	()	()	()	()	()	()
《事業完了》	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
うち認定農業者数							
	()	()	()	()	()	()	()

※ () 内に各担い手の集積面積 (ha) を記載（合計欄の [] 内には地区内農地面積に占めるシェアを記載）

※ 合計欄の 《 》 内には地区内農地面積 (ha) を記載

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

6 耕作放棄地解消支援計画

（別紙1の別表1の区分の欄の4の（2）の事業を実施する場合のみ記入すること）

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費	備考
指導事業					
調査・調整事業					

7 耕作放棄地解消・集積促進計画

（別紙1の別表1の区分の欄の4の（3）のイの事業を実施する場合のみ記入すること）

（1）耕作放棄地解消・集積促進事業全体計画

事業実施主体	事業実施期	実施内容	総事業費	備考

（2）耕作放棄地集約化計画

	事業実施前 (○年度)	事業完了時 (○年度)	目標年度 (○年度)	
農業者	/			
うち認定農業者数				
農地所有適格法人				
うち認定農業者数				
生産組織				
特定農業団体				
その他法人				
今後育成する農業者				
<合計>		(耕作放棄地面積)	[]	[]
		(地区内農用地面積)	(地区内農用地面積)	(地区内農用地面積)

※地区内の耕作放棄地面積のうち担い手に集約化した面積（ha）を記載（合計欄の[]内には地区内農用地面積に占める担い手に集約化した耕作放棄地の割合を記載）。

※目標年度は、事業開始年度から起算しておおむね10年後の年度とするが、事業の進捗状況に応じて、知事があらかじめ地方農政局長等の意見を聴いて定めることができる。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

8 耕作放棄地活用推進計画				
（別紙1の別表1の区分の欄の4の（5）の事業を実施する場合のみ記入すること）				
事業実施主体	事業実施期間	実施内容	総事業費	備考

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

別記様式第7号									
農業経営高度化計画									
1. 生産基盤整備事業等（国営事業促進型にあっては、国営農地再編整備事業）の概要									
都道府県名	市町村名	土地改良区名	地区名	事業名	着工年度	完了年度	目標年度	受益面積 (ha)	総事業費 (百万円)
2. 高度化支援事業の概要									
(1) 全体計画									
事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等				総事業費 (千円)	備考	
注1：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。									
注2：計画の内容は、地域の実情を勘案し、中心経営体への農地の利用集積の促進に資するものとする。									
(2) 中心経営体への農地集積・集約化計画									
区分	農用地面積 (ha)	中心経営体の利用集積面積 (ha)			中心経営体の集約化面積 (ha)			助成割合 (%)	
	A	中心経営体の所有面積 (ha) B=C+D+E	中心経営体の使用収益権面積 (ha) C	中心経営体の基幹3作業受託面積 (ha) D	中心経営体の集約化面積 (ha) E	中心経営体集積率 (%) B/A	中心経営体利用集積面積に占める集約化率 (%) E/B		
事業実施前 (○年度)									
生産基盤整備事業等完了時 (○年度)									
要件達成確認 (○年度)									
目標年度 (○年度)									

(新設)

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

注1：中山間担い手育成支援事業を実施する場合に記入する。

注2：別紙1の第5の2の(2)のオの要件を満たす中心経営体について、当該の中心経営体別に記入する。

注3：助成割合Iの限度額は、別紙1の第11の9の(1)に基づき、下表に示すIの割合に応じた係数(a)を以下の計算式に乗じた額とする。

$$I \times F(a)$$

I	(a)
5%以上10%未満	0.030
10%以上15%未満	0.045
15%以上20%未満	0.060
20%以上	0.075

別記様式第8号

[中略]

注2：別紙1の第3の4の国営事業促進型を実施する地区にあつては、添付資料を1. 事業計画概要書及び3. その他のみとすることができる。

別記様式第9号 [略]

別記様式1

[中略]

注2：別紙1-1の第3の5の国営事業促進型を実施する地区にあつては、添付資料を1. 事業計画概要書及び3. その他のみとすることができる。

別記様式2 [略]

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

別記様式第10号

令和○年度 農地整備事業（経営体育成型、中山間地域型又は中山間傾斜農地型）

計画審査表
 （第○年度目）

1. 事業実施状況

都道府県名	○○県	市町村名	○○市、◇◇郡△△町	地区名	□□□
受益面積	ha	総事業費	百万円	R○年度の主な工事内容	
うち区画整理	ha	R○年度事業費	百万円	整地工 A=oha 揚水機場o式	
R○年度まで区画整理累計面積	ha	R○年度まで累計	百万円	道路工 L=okm	
進捗率（区画整理面積ベース）	%	進捗率（事業費ベース）	%		
着工年度	R○	完了年度	R○	備考	

2. 経営体育成型等の状況

(1) 総括表

事項	事業実施前	事業完了時	経営体育成型等の状況				達成状況 (評価)
			2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	
担い手への 農地利用集積 ha ()は集積率、 []は集積増加 率で%	○○	○○	計画	(○○)	(○○)	(○○)	(○○)
			実績	(○○)	()	()	()
			達成率	○○%			
			認定農業者の育成 (人)	○	○	計画	○
			実績	○	○	○	○
			達成率	○○%			

注：促進計画又は特定地域導入促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の総括表も添付する。

(2) 担い手への農地利用集積の状況

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	担い手の所有	担い手の使用	担い手の基幹3	農用地面積に 占める担い手 の利用集積率 (%) B/A
			面積 (ha) C	収益権面積 (ha) D	作業委託面積 (ha) E	
事業実施前						
1年度目						
2年度目						
3年度目						
4年度目						
5年度目						
事業完了時						

(注) 上段：計画、下段：実績

(新設)

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

(3) 地区における高収益作物の作付状況

区分	農用地面積 (ha)	地区における 高収益作物 作付面積 (ha)	地区における高収 益作物作付面積の 事業実施前に対す る増加面積 (ha)	高収益作物の作付面積 の増加割合 (%)
	A	B	C	C/A
事業実施前				
1年度目				
2年度目				
3年度目				
4年度目				
5年度目				
事業完了時				
目標年度				

(注) 上段：計画、下段：実績

注：別紙1の第5の2の(2)により中山間地域型を実施する場合に記入する。

(4) 担い手による高収益作物の作付状況

農業者等名	区分	担い手の 利用集積 面積 (ha)				担い手によ る高収益作 物作付面積 (ha)	担い手によ る高収益作 物作付面積 の事業実施 前に対する 増加面積 (ha)	高収益作物 の作付面積 の増加割合 (%)
		A=B+C+D	B	C	D			
	事業実施前							
	1年度目							
	2年度目							
	3年度目							
	4年度目							
	5年度目							
	事業完了時							
	目標年度							

(注) 上段：計画、下段：実績

注1：別紙1の第5の2の(2)により中山間地域型を実施する場合に記入する。

注2：別紙1の第5の2の(2)のイの(イ)の要件を満たす担い手について、当該担い手別に記入する。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

別記様式第11号

○年度 農地整備事業（経営体育成型、中山間地域型又は中山間傾斜農地型）
 計画審査表
 （第○年度目）

1. 事業実施状況

都道府県名	○○県	市町村名	○○市、○○郡△△町	地区名	□□□
受益面積	ha	総事業費	百万円	R○年度の主な工事内容	
うち区画整理	ha	R○年度事業費	百万円	整地工 A=○ha	
R○年度まで区画整理累計面積	ha	R○年度まで累計	百万円	揚水機場○式	
進捗率（区画整理面積ベース）%		進捗率（事業費ベース）%		道路工 L=○km	
着工年度	R○	完了年度	R○	備考	

2. 経営体育成等の状況

(1) 総括表

事項	事業実施前	事業完了時	経営体育成等の状況				達成状況 （評価）	
			2年度目	3年度目	4年度目	5年度目		
担い手への農用地集約化面積 ha ()は集約化率	○○	○○	計画	(○○)	(○○)	(○○)	(○○)	
			実績	(○○)	{ }	{ }	{ }	
			達成率	○○%				

注1：促進計画又は特定地域導入促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の総括表も添付する。

(2) 担い手への農用地集約化の状況

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の 集約化面積 (ha) B=C+D+E	担い手の所有面積	担い手の使用収益権	担い手の基幹3作	農用地面積に占める 担い手の集約化率 (%) B/A
			のうち集約化面積 (ha) C	面積のうち集約化面積 (ha) D	業受託面積のうち 集約化面積 (ha) E	
事業実施前						
1年度目						
2年度目						
3年度目						
4年度目						
5年度目						
事業完了時						

(注) 上段：計画、下段：実績

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

(3) 地区における高収益作物の作付状況

区分	農用地面積 (ha) A	地区における高収益 作物作付面積 (ha) B	地区における高収益作物 作付面積の事業実施前に 対する増加面積 (ha) C	高収益作物の作付面積 の増加割合 (%) C/A
事業実施前				
1年度目				
2年度目				
3年度目				
4年度目				
5年度目				
事業完了時 目標年度				

(注) 上段：計画、下段：実績

注：別紙1の第5の2の(2)により中山間地域型を実施する場合に記入する。

(4) 担い手による高収益作物の作付状況

農業者等名	区分	担い手の 利用集積 面積 (ha) A=B+C+D				担い手によ る高収 益作物作付 面積 (ha) E	担い手による 高収 益作物作付面 積の 事業実施前に 対す る増加面積 (ha) F	高収益作物 の作付 面積の増加 割合 (%) F/A
		担い手の 所有面積 (ha) B	担い手の使 用 収益権面積 (ha) C	担い手の基 幹作 業受託面積 (ha) D				
	事業実施前							
	1年度目							
	2年度目							
	3年度目							
	4年度目							
	5年度目							
	事業完了時 目標年度							

(注) 上段：計画、下段：実績

注1：別紙1の第5の2の(2)により中山間地域型を実施する場合に記入する。

注2：別紙1の第5の2の(2)のイのイの要件を満たす担い手について、当該担い手別に記入する。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

<p>3. 所見及び改善措置等</p> <table border="1" data-bbox="250 293 1072 517"><tr><td><u>担い手への農用地集約化</u></td></tr><tr><td><u>地区における高収益作物の作付</u></td></tr><tr><td><u>担い手による高収益作物の作付</u></td></tr></table>	<u>担い手への農用地集約化</u>	<u>地区における高収益作物の作付</u>	<u>担い手による高収益作物の作付</u>	
<u>担い手への農用地集約化</u>				
<u>地区における高収益作物の作付</u>				
<u>担い手による高収益作物の作付</u>				

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

<p>別記様式第12号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〇〇計画変更報告書</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 [北海道にあつては、農林水産省農村振興局長 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長]</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p> <p>〇〇地区について、〇〇計画及び〇〇計画の変更を行ったので、農業競争力強化農地整備事業実施要領の運用第9の規定に基づき、下記資料を添付して報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">1. 農地整備事業計画概要書</p> <p>[経営体育成型及び中山間地域型の場合] 2. 基盤整備関連経営体育成等促進計画書 3. 農用地利用集積促進土地改良整備計画書</p> <p>[中山間傾斜農地型の場合] 2. 特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画 3. 特定地域農用地利用集積等促進土地改良整備計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">事業型</th> <th style="width: 10%;">都道府 県 名</th> <th style="width: 10%;">地 区 名</th> <th style="width: 10%;">所 在 地</th> <th style="width: 10%;">受 益 面 積 (区画整理面積)</th> <th style="width: 10%;">総事業費</th> <th style="width: 10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">型</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">ha</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業型	都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積 (区画整理面積)	総事業費	備 考	型				ha	百万円		<p>(新設)</p>
事業型	都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積 (区画整理面積)	総事業費	備 考									
型				ha	百万円										

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

<p>別記様式第13号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 <u>北海道にあっては、農林水産省農村振興局長</u>]</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事名</p> <p style="text-align: center;">遊休農地利用増進土地改良整備計画変更報告書</p> <p>遊休農地利用増進土地改良整備計画の変更を行ったので、農業競争力強化農地整備事業実施要領の運用第9の規定に基づき、下記書類を添付して報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">遊休農地利用増進土地改良整備計画書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">都道府 県 名</th> <th style="width: 10%;">シリガ 地 区 名</th> <th style="width: 15%;">所 在 地</th> <th style="width: 15%;">受益面積</th> <th style="width: 15%;">総事業費</th> <th style="width: 15%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">ha</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	都道府 県 名	シリガ 地 区 名	所 在 地	受益面積	総事業費	備 考				ha	百万円		<p>(新設)</p>
都道府 県 名	シリガ 地 区 名	所 在 地	受益面積	総事業費	備 考								
			ha	百万円									

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

別記様式第14号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
 [北海道にあつては、北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長]
 [沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長]

都道府県知事名

達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領の運用第10の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注1：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、経営体育成促進事業、農山漁村振興交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

2 生産基盤整備事業等の達成状況

(1) 担い手への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	担い手の 所有面積 (ha) C	担い手の 使用収益権 面積 (ha) D	担い手の 基幹3作業 受託面積 (ha) E	農用地面積に 占める担い手の 利用集積率 (%) B/A
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
〇〇年度 まで						

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

(新設)

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

（2）担い手別農地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分															
	農業者		うち認定農業者		農地所有適格法人		うち認定農業者		生産組織	特定農業団体等	その他法人	今後育成すべき農業者	計			
	人数	面積	人数	面積	法人数	面積	法人数	面積	組織数	面積	法人数	面積	人数等	面積	人数等	面積
	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)
自己所有地																
賃貸権設定																
経営受託																
基幹作業受託																
計																

注1：担い手の区分欄については、別紙1の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。
 注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

（3）担い手育成の実績

区分	農業者	うち認定農業者	農地所有適格法人	うち認定農業者	生産組織	特定農業団体等	その他法人	今後育成すべき農業者
	(人)		(法人)		(組織)	(団体)	(人等)	
計画時								
目標								
実績(〇〇年度まで)								

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

（4）地区における高収益作物の作付実績

区分	農用地面積 (ha)	地区における 高収益作物 作付面積 (ha)	地区における 高収益作物作付面積 の事業実施前 に対する増加面積 (ha)	高収益作物の 作付面積の 増加割合 (%)
	A	B	C	C/A
事業実施前				
計画	()	()	()	()
〇〇年度まで				

上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：特定地域導入促進計画目標

上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：特定地域導入促進計画目標年度

注：別紙1の第5の2の（2）により中山間地域型を実施する場合に記入する。

（5）担い手による高収益作物の作付実績

農業者等名	区分	担い手の 利用集積 面積 (ha) A=B+C+D	担い手の 所有面積 (ha)	担い手の 使用収益権 面積 (ha)	担い手の 基幹3作業 受託面積 (ha)	担い手によ る高収益作 物 作付面積 (ha)	担い手による 高収益作物作 付面積 の事業実施前 に対する増加 面積 (ha)	高収益作物 の作付面積 の増加割合 (%) F/A
			B	C	D	E	E	
	事業実施前							
	計画	()	()	()	()	()	()	()
	〇〇年度まで							

上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：特定地域導入促進計画目標
年度

注1：別紙1の第5の2の（2）により中山間地域型を実施する場合に記入する。

注2：別紙1の第5の2の（2）のイの（イ）の要件を満たす担い手について、当該担い手に記入する。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

3. 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

担い手 番号	地番	面積	計画 地目	所有 農家 番号	担い手区分別集積方法							
					農業者		農地所有資格		生産 組織	特定 農業 団体 等	その他 法人	今後育成す べき農業者
					うち認定農 業者	うち認定農 業者	農地所有 資格 法人	農地所有 資格 法人				
⑥	0001	1.20	田	⑥	(所)⑥ 1.20	(所)⑥ 1.20						
	0002	1.06	畑		(所)⑥ 1.06	(所)⑥ 1.06						
	0103	1.40	田	②	(賃)⑥ 1.40	(賃)⑥ 1.40						
	0205	1.35	〃	④	(受)⑥ 1.35	(受)⑥ 1.35						
小計	5.01			5.01	5.01							
計												

注1:一覧表は、担い手別に整理する。

注2:集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑥等、法人及び組織等はA等と表記する。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

別紙様式第15号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

[北海道にあつては、北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長]

都道府県知事名

達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領の運用第10の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注:「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、経営体育成促進事業、農山漁村振興交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

(新設)

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

2 生産基盤整備事業等の達成状況
 (1) 担い手への農用地集約化の実績

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の			農用地面積に占める 担い手の集約化率 (%) B/A
		集約化面積 (ha) B=C+D+E	担い手の所有 面積のうち 集約化面積 (ha) C	担い手の使用 収益権面積のうち 集約化面積 (ha) D	
事業実施 前					
計画	()	()	()	()	()
〇〇年度 まで					

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

(2) 担い手別農用地集約化方法

権利等 の種類	担い手区分														計		
	農業者		うち認定 農業者		農地所有適 格法人		うち認定 農業者		生産組織		特定農業 団体等		その他 法人			今後育成すべ き農業者	
	人数	面積	人数	面積	法人数	面積	法人数	面積	組織数	面積	団体数	面積	法人数	面積		人数等	面積
	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)		(ha)	(ha)
自己所有地																	
賃貸権設定																	
経営受託																	
基幹作業受託																	
計																	

注1：担い手の区分欄については、別紙1の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。
 注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農用地集積状況図を作成する。
 注3：その他法人とは、別紙1の第2の3の(4)に該当するものとする。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

（3）地区における高収益作物の作付実績

区分	農用地面積 (ha) A	地区における 高収益作物 作付面積 (ha) B	地区における 高収益作物作付面積 の事業実施前 に対する増加面積 (ha) C	高収益作物の 作付面積の 増加割合 (%) C/A
事業実施前				
計画	()	()	()	()
〇〇年度まで				

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：特定地域導入促進計画目標年度

注：別紙1の第5の2の(2)により中山間地域型を実施する場合に記入する。

（4）担い手による高収益作物の作付実績

農業者等名	区分	担い手の				担い手による 高収益作物 作付面積 (ha) E	担い手による 高収益作物作 付面積 の事業実施前 に対する増加 面積 (ha) F	高収益作物 の作付面積 の増加割合 (%) F/A
		利用集積 面積 (ha) A=B+C+D	担い手の 所有面積 (ha) B	担い手の 使用収益権 面積 (ha) C	担い手の 基幹3作業 受託面積 (ha) D			
	事業実施前							
	計画	()	()	()	()	()	()	
	〇〇年度まで							

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：特定地域導入促進計画目標年度

注1：別紙1の第5の2の(2)により中山間地域型を実施する場合に記入する。

注2：別紙1の第5の2の(2)のイのイの要件を満たす担い手について、当該担い手別に記入する。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

3. 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

担い手番 号	地番	面積	計画 地目	所有 農家 番号	担い手区分別面的集積方法					今後育成す べき農業者	
					農業者	農地所有資格	生産 組織	特定 農業 団体 等	その他 法人		
					うち認定農 業者	うち認定農 業者					
⑥	0001	1.20	田	⑥	(所)⑥ 1.20	(所)⑥ 1.20					
	0002	1.06	畑	⑥	(所)⑥ 1.06	(所)⑥ 1.06					
	0103	1.40	田	②	(賃)⑥ 1.40	(賃)⑥ 1.40					
	0205	1.35	〃	④	(受)⑥ 1.35	(受)⑥ 1.35					
小計	5.01			5.01	5.01						
計											

注1：一覧表は、担い手別に整理する。

注2：集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別

農家は⑥等、法人及び組織等はA等と表記する。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

別紙様式第16号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
 [北海道にあつては、北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長]

都道府県知事名

達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領の運用第10の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 生産基盤整備事業等の実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 農業経営高度化支援事業	実施した農業経営高度化支援 事業の内容	備考

2 生産基盤整備事業等の達成状況

(1) 農地所有適格法人等への農地利用集積の実績

区 分	農用地面積 (ha) A	農 地 所 有 適 格 法 人 等 の 数	農地所有適格 法人等の利用 集積面積 (ha) B=C+D+E	農 地 所 有 適 格 法 人 等 の 所 有 面 積 (ha) C	農 地 所 有 適 格 法 人 等 の 使 用 収 益 権 面 積 (ha) D	農 地 所 有 適 格 法 人 等 の 基 幹 3 作 業 受 託 面 積 (ha) E	農用地面積に 占める農地 所有適格 法人 等の利用集積 率 (%) B/A
	事業実施 前 計画	()		()	()	()	()
〇〇年度 まで							

上段(): 生産基盤整備事業等の完了時、下段: 促進計画等目標年度

注1: 別紙1の第2の1に該当する農地所有適格法人等について記載する。

注2: 本表の基礎資料として、①農地所有適格法人等地理別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(新設)

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

(2) 農地所有適格法人等 地番別土地利用調整結果一覧表

農地所有適格法人等 番号	地番	面積	計画 地目	所有 農家 番号	農地所有適格法人等 区分別集積方法
(A)	0001	1.20	田	6	(所)A 1.20
	0002	1.06	畑	6	(所)A 1.06
	0103	1.40	田	2	(賃)A 1.40
	0205	1.35	〃	4	(受)A 1.35
小計	5.01			5.01	
計					

注1集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入する。

(3) 地区における高収益作物の作付実績

区分	農用地面積 (ha) A	地区における 高収益作物 作付面積 (ha) B	地区における 高収益作物作付面積 の事業実施前 に対する増加面積 (ha) C	高収益作物の 作付面積の 増加割合 (%) C/A
事業実施前				
計画	()	()	()	()
〇〇年度まで				

上段(): 生産基盤整備事業等の完了時、下段: 特定地域導入促進計画目標年度

注: 別紙1の第5の2の(2)により中山間地域型を実施する場合に記入する。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

(4) 担い手による高収益作物の作付実績

農業者等名	区分	担い手の 利用集積 面積 (ha) A=B+C+D	担い手の 所有面積 (ha)	担い手の 使用収益権 面積 (ha)	担い手の 基幹3作業 受託面積 (ha)	担い手によ る高収益作 物 作付面積 (ha)	担い手による 高収益作物作 付面積 の事業実施前 に対する増加 面積 (ha)	高収益作物 の作付面積 の増加割合 (%)
			B	C	D	E	F	F/A
	事業実施前							
	計画	()	()	()	()	()	()	()
	〇〇年度まで							

上段(): 生産基盤整備事業等の完了時、下段: 特定地域導入促進計画目標年度

注1: 別紙1の第5の2の(2)により中山間地域型を実施する場合に記入する。

注2: 別紙1の第5の1の(2)のイのイの要件を満たす担い手について、当該担い手別に記入する。

3 農地所有適格法人等の育成状況

農地所有適格 法人等の名称	経営面積 (ha)	農地所有適格 法人となった 日	特定農業法人 となった日 (予定含む)	認定農業者 認定日	経営所得安 定対策加入 日	法人形態	構成員数 (人)	常時従事者 数 (人)	経営方針
	うち 地区内								

注1: 「法人形態」欄は、農事組合法人・合名会社・合資会社・有限会社・株式会社のいずれかを記入する。

注2: 常時従事者数とは農地法第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者の数をいう(以下同じ)。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

別記様式第17号

番 号
年 月 日

耕作放棄地活用状況評価報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿
 [北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長]

都道府県知事名

農業競争力強化農地整備事業実施要領の運用第10の規定に基づき、下記のとおり耕作放棄地の活用状況に関する評価を行ったので報告します。

記

1 地区概要

都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積	総事業費	備 考
			ha	百万円	

2 耕作放棄地活用状況の概要

耕作放棄地 所在地	耕作放棄地等 面積 (ha)	活用状況	今後の取組方針
	()		
	()		
	()		
計	()	耕作放棄地等を含む割合 %	

※ () は、うち担い手に集積された面積

(新設)

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

3 耕作放棄地集約化の実績
 （別紙1の別表1の区分の欄の4の(3)のイの事業を実施する場合のみ記入する。）

	事業実施前 (○年度)	事業完了時 (○年度)	要件達成確認年度 (○年度)	完了後5年度目 (○年度)
農業者	/			
うち認定農業者数				
農地所有適格法人				
うち認定農業者数				
生産組織				
特定農業団体				
その他法人				
今後育成する農業者				
<合計>	(耕作放棄地面積)	[]	[]	[]
	(地区内農用地面積)	(地区内農用地面積)	(地区内農用地面積)	(地区内農用地面積)

※地区内の耕作放棄地面積のうち担い手に集約化した面積（ha）を記載（合計欄の[]内には地区内農用地面積に占める担い手に集約化した耕作放棄地の割合を記載）。
 ※「要件達成確認年度」とは、別紙1の第11の6に基づき耕作放棄地集約化率の確認を行う年度である。

4 特記事項（事業実施主体の総合的な評価、別途評価すべき内容等）

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

別記様式第18号

番 号
年 月 日

(新設)

農林水産省〇〇農政局長 殿
 [北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長]

都道府県知事名 印

**基盤整備関連経営体育成等促進計画(農業農村活性化計画
 又は特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画)
 達成状況報告書**

農業競争力強化農地整備事業実施要領の運用第10の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等(国営事業促進型にあつては、国営農地再編整備事業)の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注1: 「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、経営体育成促進事業、農山漁村振興交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

(2) 高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費(千円)	備考

注: 1 高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注: 2 「事業名」は、別紙1の別表1の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。

注: 3 「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

2 事業達成状況

(1) 農地利用集積の実績

ア 担い手への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	担い手の	担い手の使	担い手の	農用地面積に 占める担い手の 利用集積率 (%) B/A
			所有面積 (ha) C	用収益権 面積 (ha) D	基幹3作 業受託面積 (ha) E	
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
〇〇年度 まで						

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

イ 中心経営体への農地集積・集約化の実績

区分	農用地面 積 (ha) A	中心経営 体の利用 集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営	中心経営	中心経営	中心経営	中心経営体 集積率 (%) B/A	中心経営体	助成割合 (%)
			体の所有 面積 (ha) C	体の使用収益 権面積 (ha) D	体の基幹3作 業受託面積 (ha) E	体の集約化面 積 (ha) F		体利用集積面積に 占める集約化 率 (%) F/B	
事業実施前									
計画	()	()	()	()	()	()	()	()	
〇〇年度まで									

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

(2) 担い手別農地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分																	
	農業者		うち認定農業者		農地所有適格法人		うち認定農業者		生産組織	特定農業団体等	その他法人	今後育成すべき農業者		計				
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	団体数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)
自己所有地																		
賃貸権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
計																		

注1：担い手の区分欄については、別紙1の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。
 注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(3) 担い手育成の実績

区分	農業者 (人)	うち認定農業者	農地所有適格法人 (法人)	うち認定農業者	生産組織 (組織)	特定農業団体等 (団体)	その他法人	今後育成すべき農業者 (人等)
計画時								
目標								
実績(〇〇年度まで)								

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

（4）高収益作物の作付実績

ア 地区における高収益作物の作付実績

区分	農用地面積 (ha)	地区における 高収益作物 作付面積 (ha)	地区における 高収益作物作付面積 の事業実施前に 対する増加面積 (ha)	高収益作物の 作付面積の 増加割合 (%)
	A	B	C	C/A
事業実施前				
計画	()	()	()	()
〇〇年度まで				

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：特定地域導入促進計画目標年度

注：別紙1の第5の2の(2)により中山間地域型を実施する場合に記入する。

イ 担い手による高収益作物の作付実績

農業者等名	区分	担い手の				担い手による 高収益作物 作付面積 (ha)	担い手による 高収益作物作 付面積 の事業実施前 に対する増加 面積 (ha)	高収益作物 の作付面積 の増加割合 (%)
		利用集積 面積 (ha)	担い手の 所有面積 (ha)	担い手の 使用収益権 面積 (ha)	担い手の基 幹作業受託 面積 (ha)			
		A=B+C+D	B	C	D	E	F	F/A
	事業実施前							
	計画	()	()	()	()	()	()	()
	〇〇年度まで							

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：特定地域導入促進計画目標年度

注1：別紙1の第5の2の(2)により中山間地域型を実施する場合に記入する。

注2：別紙1の第5の2の(2)のイの(イ)要件を満たす担い手について、当該の担い手別に記入する。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

ウ 中心経営体による作物作付実績									
中心経営体名	作付面積								
	田			畑			計		
	事業実施前	生産基盤整備事業等完了時	目標年度	事業実施前	生産基盤整備事業等完了時	目標年度	事業実施前	生産基盤整備事業等完了時	目標年度
本地面積									
表作・裏作	作物名								
表作									
裏作									
計									
うち戦略作物の作付面積									

注1：別紙1の別表1の区分の欄の4の(3)のウの中山間担い手育成支援事業を実施する場合に記入する。
 注2：別紙1の第5の2の(2)のオの要件を満たす中心経営体について、当該の中心経営体別に記入する。

エ 中心経営体による高収益作物の作付実績											
中心経営体名	区分	農用地面積 (ha)	中心経営体の利用集積面積 (ha)	中心経営体の所有面積 (ha)	中心経営体の使用収益権面積 (ha)	中心経営体の基幹3作業受託面積 (ha)	中心経営体集積率 (%)	中心経営体による高収益作物作付面積 (ha)	中心経営体による高収益作物作付面積の事業実施前に対する増加面積 (ha)	高収益作物の作付面積の増加割合 (%)	助成割合 (%)
		A	B=C+D+E	C	D	E	F=B/A	G	H	I=H/B	J
	事業実施前										
	計画	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	〇〇年度まで										

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：特定地域導入促進計画目標年度

注1：別紙1の別表1の区分の欄の4の(3)のウの中山間担い手育成支援事業を実施する場合に記入する。
 注2：別紙1の第5の2の(2)のオの要件を満たす中心経営体について、当該の中心経営体別に記入する。
 注3：助成割合Jの限度額は、別紙1の第11の9の(1)に基づき、下表に示すIの割合に応じた係数(a)を以下の計算式に乗じた額とする。J=F×(a)

I	(a)
5%以上 10%未満	0.030
10%以上 15%未満	0.045
15%以上 20%未満	0.060
20%以上	0.075

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

別記様式第19号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
 [北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長]

都道府県知事名

**基盤整備関連経営体育成等促進計画
 （又は特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画）
 達成状況報告書**

農業競争力強化農地整備事業実施要領の運用第10の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注1：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、経営体育成促進事業、農山漁村振興交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

(2) 高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費(千円)	備考

注1：高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注2：「事業名」は、別紙1の別表1の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。

注3：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

2 事業達成状況

(1) 農用地集約化の実績

ア 担い手への農用地集約化の実績

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の 集約化面積 (ha) B=C+D+E	担い手の所有面積 のうち集約化面積 (ha) C	担い手の使用収益種 面積のうち集約化面 積 (ha) D	担い手の基幹3作 業受託面積のうち 集約化面積 (ha) E	農用地面積に占める 担い手の集約化率 (%) B/A
	事業実施 前					
計画	()	()	()	()	()	()
∞年度 まで						

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

イ 中心経営体への農地集積・集約化の実績

区分	農用地面 積 (ha) A	中心経営 体の利用 集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営 体の所有 面積 (ha) C	中心経営 体の使用収益 種面積 (ha) D	中心経営 体の基幹 3作業受 託面積 (ha) E	中心経営 体の集約化面 積 (ha) F	中心経営 体 集積率 (%) B/A	中心経営体利 用集積面積に 占める集約化 率 (%) F/B	助成割合 (%)
	事業実施前								
計画	()	()	()	()	()	()	()	()	
∞年度 まで									

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

(新設)

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

(2) 担い手別農用地集約化方法

権利等の種類	担い手区分																	
	農業者		うち認定農業者		農地所有適格法人		うち認定農業者		生産組織	特定農業団体等	その他法人	今後育成すべき農業者		計				
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	団体数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)
自己所有地																		
賃貸権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
計																		

注1：担い手の区分欄については、別紙1の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農用地集積状況図を作成する。

(3) 高収益作物の作付実績

ア 地区における高収益作物の作付実績

区分	農用地面積 (ha)	地区における高収益作物作付面積 (ha)	地区における高収益作物作付面積の事業実施前に対する増加面積 (ha)	高収益作物の作付面積の増加割合 (%)
	A	B	C	C/A
事業実施前				
計画	()	()	()	()
〇〇年度まで				

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：特定地域導入促進計画目標年度

注：別紙1の第5の2の(2)により中山間地域型を実施する場合に記入する。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

イ 担い手による高収益作物の作付実績

農業者等名	区分	担い手の				担い手による高収益作物作付面積 (ha) E	担い手による高収益作物作付面積の事業実施前に対する増加面積 (ha) F	高収益作物の作付面積の増加割合 (%) F/A
		利用集積面積 (ha) A=B+C+D	担い手の所有面積 (ha) B	担い手の使用収益権面積 (ha) C	担い手の基幹3作業受託面積 (ha) D			
	事業実施前							
	計画	()	()	()	()	()	()	
	〇〇年度まで							

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：特定地域導入促進計画目標年度

注1：別紙1の第5の2の(2)により中山間地域型を実施する場合に記入する。

注2：別紙1の第5の2の(2)のイの(イ)の要件を満たす担い手について、当該担い手別に記入する。

ウ 中心経営体による作物作付実績

中心経営体名		作付面積								
		田			畑			計		
		事業実施前	生産基盤整備事業等完了時	目標年度	事業実施前	生産基盤整備事業等完了時	目標年度	事業実施前	生産基盤整備事業等完了時	目標年度
	本地面積									
	表作・裏作	作物名								
	表作									
	裏作									
	計									
	うち戦略作物の作付面積									

注1：別紙1の別表1の区分の欄の4の(3)のウの中山間担い手育成支援事業を実施する場合に記入する。

注2：別紙1の第5の2の(2)のオの要件を満たす中心経営体について、当該中心経営体別に記入する。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

エ 中心経営体による高収益作物の作付実績

中心経営体名	区分	農用地面積 (ha)	中心経営体の利用集積面積 (ha)				中心経営体集積率 (%)	中心経営体による高収益作物作付面積 (ha)	中心経営体による高収益作物作付面積の増加割合 (%)	高収益作物の作付面積の増加割合 (%)	助成割合 (%)
			中心経営体の所有面積 (ha)	中心経営体の使用収益権面積 (ha)	中心経営体の基幹3作業受託面積 (ha)	中心経営体の基幹3作業受託面積 (ha)					
		A	B=C+D+E	C	D	E	F=B/A	G	H	I=H/B	J
事業実施前											
計画		()	()	()	()	()	()	()	()	()	
〇〇年度まで											

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：特定地域導入促進計画目標年度

- 注1：別紙1の別表1の区分の欄の4の(3)のウの中山間担い手育成支援事業を実施する場合に記入する。
 注2：別紙1の第5の2の(2)のオの要件を満たす中心経営体について、当該中心経営体別に記入する。
 注3：助成割合Jの限度額は、別紙1の第11の9の(1)に基づき、下表に示すIの割合に応じた係数(a)を以下の計算式に乗じた額とする。J=F(a)

I	(a)
5%以上10%未満	0.030
10%以上15%未満	0.045
15%以上20%未満	0.060
20%以上	0.075

(参考) 担い手別農用地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分														計			
	農業者				農地所有者				生産組織		特定農業団体等		その他法人				今後育成すべき農業者	
	うち認定農業者	うち認定農業者	法人	個人	うち認定農業者	法人	個人	個人	個人	法人	個人	法人	個人	個人	個人	個人	個人	
自己所有地																		
賃貸権設定																		
経営委託																		
基幹作業受託																		
計																		

- 注1：担い手区分の欄については、別紙1の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。
 注2：本表の基礎資料として、①担い手別農用地利用集積結果一覧表、②農用地集積状況図を作成する。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

別記様式第20号

番 号
 年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
 [北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長]

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画
（又は特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画）
達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領の運用第10の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等の実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

(2) 高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費(千円)	備考

注1：高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注2：「事業名」は、別紙1の別表の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

2 事業達成状況

（1）農地利用集積の実績

ア 農地所有適格法人等への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 (ha) A	農地所有適格法人等 の利用集積面積			農用地面積に占める 農地所有適格法人等 の利用集積率 (%) B/A
		農地所有適格法人等 の所有面積 (ha) B=C+D+E	農地所有適格法人等 の所有面積 (ha) C	農地所有適格法人等 の使用収益権面積 (ha) D	
事業実施前					
計画	()	()	()	()	()
〇〇年度まで					

上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

注：別紙1の第2の1に該当する農地所有適格法人等について記載する。

イ 中心経営体の農地集積・集約化の実績

区分	農用地面積 (ha) A	中心経営体の利用集積面積				中心経営体の集約化面積 (ha) E	中心経営体集積率 (%) B/A	中心経営体利用集積面積に占める集約化率 (%) E/B	助成割合 (%)
		中心経営体の所有面積 (ha) B=C+D+E	中心経営体の所有面積 (ha) C	中心経営体の使用収益権面積 (ha) D	中心経営体の基幹3作業受託面積 (ha) E				
事業実施前									
計画	()	()	()	()	()	()	()	()	
〇〇年度まで									

上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

(2) 経営所得安定対策加入経営体別農地利用集積方法

権利等	経営所得安定対策加入経営体区分									
	個別農業者		農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織		計	
	人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	人数等	面積(ha)
自己所有地										
賃貸権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注1：農地所有適格法人等①には別紙1の第5の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。
注2：高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄のみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

(3) 経営所得安定対策加入経営体育成の実績

区 分	個別農業者	農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織
	(人)	(法人数)	うち特定農業法人	(法人数)	うち特定農業法人	(組織数)
計 画 時						
完 了 時						
目標年度						
実績(〇〇年度まで)						

注1：農地所有適格法人等①には別紙1の第5の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。
注2：高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄のみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。
注3：「完了時」とは生産基盤整備事業等の完了時、「目標年度」とは基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標年度をいう。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

（4）高収益作物の作付実績

ア 地区における高収益作物の作付実績

区分	農用地面積 (ha)	地区における 高収益作物 作付面積 (ha)	地区における 高収益作物作付面積 の事業実施前 に対する増加面積 (ha)	高収益作物の 作付面積の 増加割合 (%)
	A	B	C	C/A
事業実施前				
計画	()	()	()	()
〇〇年度まで				

上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：特定地域導入促進計画目標年度

注：別紙1の第5の2の（2）により中山間地域型を実施する場合に記入する。

イ 担い手による高収益作物の作付実績

農業者等名	区分	担い手の 利用集積 面積 (ha)				担い手による 高収益作物 作付面積 (ha)	担い手による 高収益作物作 付面積 の事業実施前 に対する増加 面積 (ha)	高収益作物 の作付面積 の増加割合 (%)
		担い手の 所有面積 (ha)	担い手の 使用収益権 面積 (ha)	担い手の 基幹3作業 受託面積 (ha)	A=B+C+D			
		B	C	D	E	F	F/A	
	事業実施前							
	計画	()	()	()	()	()	()	
	〇〇年度まで							

上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：特定地域導入促進計画目標年度

注1：別紙1の第5の2の（2）により中山間地域型を実施する場合に記入する。

注2：別紙1の第5の2の（2）のイの（イ）の要件を満たす担い手について、当該担い手別に記入する。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

ウ 中心経営体による作物作付実績

中心経営体名	作付面積								
	田			畑			計		
	事業実施前	生産基盤整備事業等完了時	目標年度	事業実施前	生産基盤整備事業等完了時	目標年度	事業実施前	生産基盤整備事業等完了時	目標年度
本地面積									
表作・裏作	作物名								
表作									
裏作									
計									
うち戦略作物の作付面積									

注1：別紙1の別表1の区分の欄の4の(3)のウの中山間担い手育成支援事業を実施する場合に記入する。
 注2：別紙1の第5の2の(2)のオの要件を満たす中心経営体について、当該中心経営体別に記入する。

エ 中心経営体による高収益作物の作付実績

中心経営体名	区分	農用地面積 (ha)	中心経営体の利用集積面積 (ha)	中心経営体の所有面積 (ha)	中心経営体の使用収益権面積 (ha)	中心経営体の基幹3作業受託面積 (ha)	中心経営体集積率 (%)	中心経営体による高収益作物作付面積 (ha)	中心経営体による高収益作物作付面積の事業実施前に対する増加面積 (ha)	高収益作物の作付面積の増加割合 (%)	助成割合 (%)
		A	B=C+D+E	C	D	E	F=B/A	G	H	I=H/B	J
	事業実施前										
	計画	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	〇〇年度まで										

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：特定地域導入促進計画目標年度

注1：別紙1の別表1の区分の欄の4の(3)のウの中山間担い手育成支援事業を実施する場合に記入する。
 注2：運用第5の2の(2)のオの要件を満たす中心経営体について、当該中心経営体別に記入する。
 注3：助成割合Jの限度額は、別紙1の第11の9の(1)に基づき、下表に示す1の割合に応じた係数(a)を以下の計算式に乗じた額とする。J=F×(a)

1	(a)
5%以上 10%未満	0.030
10%以上 15%未満	0.045
15%以上 20%未満	0.060
20%以上	0.075

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

3 農地所有適格法人等の状況							
(1) 農地所有適格法人等の経営状況							
農地所有適格法人等の名称	経営面積 (ha)	農地所有適格法人となった日	特定農業法人となった日	認定農業者認定日	経営所得安定対策加入経営体となった日	構成員数 (人)	常時従事者数 (人)
〇〇法人	うち 地区内	(予定含む)	(予定含む)	(予定含む)	(予定含む)		
△△法人							
××法人							

法人区分		〇〇法人	△△法人	××法人
経営面積 (ha)	田			
	畑			
	採草放牧地			
法人形態				
事業の種類	農畜産物名			
	関連事業等名			
	その他事業名			
売上高 (円)	農業			
	その他事業			
	合計			
構成員数	総数			
	農地提供者①			
	農業常時従事者②			
	農地保有合理化法人③			
	市町村・農協等④			
	承認会社⑤			
	議決権の状況(うち市町村・農協系統の有するもの)	()	()	()
法人と取引関係等にある者⑥	()	()	()	
業務執行役員数	総数			
	農業に常時従事する構成員数			
	うち農作業に従事する者数			
備考				

注1：別紙1の第2の1に該当する農地所有適格法人等のみを記載対象とする。
 注2：農地所有適格法人等が設立された次年度から目標年度まで記載する。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

(2) 農地所有適格法人等育成の取組状況

年度	実施時期	実施主体	対象者	目的	実施する又は実施した事項（内容）
【事業開始時】	年 月				
1年度目	年 月				
2年度目	年 月				
3年度目	年 月				
4年度目	年 月				
5年度目	年 月				
【完了時】	年 月				
6年度目	年 月				
【完了後】	年 月				
完了後 1年度目	年 月				
完了後 2年度目	年 月				
完了後 3年度目	年 月				
完了後 4年度目	年 月				
完了後 5年度目	年 月				

注1：農地所有適格法人等が複数設立された場合は、当該法人ごとに作成する。

注2：別紙1の別表1の区分の欄の4の事業種類の欄の(1)の高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあっては、高度土地利用調整事業の開始時からの内容を記入する。

注3：「完了」とは生産基盤整備事業等の完了をいう。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

別記様式第21号

番 号
年 月 日

農地所有適格法人等経営状況評価報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿
 [北海道にあっては、農林水産省農村振興局長
 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長]

都道府県知事名

農業競争力強化農地整備事業実施要領の運用第10の3の規定に基づき、下記のとおり農地所有適格法人等の経営状況に関する評価を行ったので報告します。

記

1 地区概要

都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積	総事業費	備 考
			ha	百万円	

2 農地所有適格法人等の概要

農地所有適格法人等 名 (法人形態)	農地所有適格法 人 になった日	特定農業法人 になった日	認定農業者 になった日	経営所得安定対策 加入経営体になっ た日	経営面積			構成員数	
					うち地区内	作 目	作付面積	生産量	構成戸数
田 :	ha	ha	ha	kg					
畑 :	ha	ha	ha	kg					
その他 :	ha	ha	ha	kg					

(新設)

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

3 農地所有適格法人等の経営方針について			
経営方針			
経営方針に対する評価			
4 農地所有適格法人等の経営状況について			
事業種類	売上高		常時従事者 1人当たり所得
	農業	その他	
農畜産物名	円	円	円
関連事業等名			
その他事業名			
経営状況に対する評価			
5 農地所有適格法人等の地域振興に関する取組について			
取組内容			
取組に対する評価			
6 農地所有適格法人等の今後の取組方針について			
今後の 取組方針	経営		
	地域振興		
取組方針に対する評価			
7 特記事項（事業実施主体の総合的な評価、別途評価すべき内容等）			

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙2（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>(別紙2)</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 事業の内容</p> <p>1 実施計画策定事業 要綱第2の1の農地整備事業又は水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）の別紙2の第2の1の畑地帯総合整備型及び2の畑地帯総合整備中山間地域型（以下「農地整備事業等」という。）の地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する事業</p> <p>2 [略]</p> <p>第3～第5 [略]</p> <p>第6 事業の申請等</p> <p>1 都道府県知事は、第2の事業を実施しようとするときは、採択を希望する年度の前年度の3月末日までに、別記様式第1号による<u>実施計画等策定事業採択申請書</u>（別紙2において「申請書」という。）を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。</p> <p>2 地方農政局長等は、1の規定により提出された申請書を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に別記様式第2号による<u>実施計画等策定事業採択通知書</u>を交付するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>第7 [略]</p> <p>別記 [略]</p> <p>別記様式第1号・第2号 [略]</p>	<p>(別紙2)</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 事業の内容</p> <p>1 実施計画策定事業 要綱第2の1の農地整備事業又は水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）の別紙2の第3の1の(2)畑地帯総合整備型（以下「農地整備事業等」という。）の地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する事業</p> <p>2 [略]</p> <p>第3～第5 [略]</p> <p>第6 事業の申請等</p> <p>1 都道府県知事は、第2の事業を実施しようとするときは、採択を希望する年度の前年度の3月末日までに、別記様式第1号による<u>農地整備事業等実施計画策定等採択申請書</u>（別紙2において「申請書」という。）を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。</p> <p>2 地方農政局長等は、1の規定により提出された申請書を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に別記様式第2号による<u>農地整備事業等実施計画策定等採択通知書</u>を交付するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>第7 [略]</p> <p>別記 [略]</p> <p>別記様式第1号・第2号 [略]</p>

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙2（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別紙3</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 用語の定義 草地畜産基盤整備事業（この別紙において「本事業」という。）において、<u>団地、草地の造成改良、草地の整備改良、野草地改良、放牧用林地整備、農業者の組織体、受益草地等、中山間地域、農地所有適格法人に準じる法人、構成員、家畜飼養頭羽数及び飼料自給率とは、それぞれ次の内容のもの</u>というものとする。</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 受益草地等 受益草地等とは、整備改良又は造成改良される草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑及びその他家畜の飼養に供される土地を含む。）、野草地及び放牧用林地（この別紙において「草地等」という。）のほか、当該草地等と一体的に利用される草地<u>及びこれらと一体的に利用される輪作畑とする。</u></p> <p>なお、受益草地等に輪作畑が含まれるときはその面積の3分の1に相当する面積を受益草地等の面積に算入するものとし、かつ、当該算入面積が受益草地等の面積の5分の1を超えないものとする。</p> <p>8 中山間地域 第4の1の表の中山間地域とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域とする。 （1）次に掲げる要件の<u>いずれかに該当する市町村の区域であること。</u></p>	<p>別紙3</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 用語の定義 草地畜産基盤整備事業（この別紙において「本事業」という。）において、<u>団地、草地の造成改良、草地の整備改良、野草地改良、放牧用林地整備、農業者の組織体、受益草地等、中山間地域、農地所有適格法人に準じる法人、構成員、家畜飼養頭羽数、<u>気象的条件の厳しい地域、耕作放棄地、耕作放棄地率、耕作放棄地活用率</u>及び飼料自給率とは、それぞれ次の内容のもの</u>というものとする。</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 受益草地等 受益草地等とは、整備改良又は造成改良される草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑及びその他家畜の飼養に供される土地を含む。）、野草地及び放牧用林地（この別紙において「草地等」という。）のほか、当該草地等と一体的に利用される草地、<u>これらと一体的に利用される輪作畑及び当該草地等に係る家畜に給餌することを目的として稲わら及び稲発酵粗飼料を収集する水田（水田地帯等担い手育成型に限る。）</u>とする。</p> <p>なお、受益草地等に輪作畑が含まれるときはその面積の3分の1に相当する面積を受益草地等の面積に算入するものとし、かつ、当該算入面積が受益草地等の面積の5分の1を超えないものとする。<u>また、受益草地等に水田が含まれるときはその面積の2分の1に相当する面積を受益草地等の面積に算入するものとし、かつ、当該算入面積が受益草地等の面積の2分の1を超えないものとする。</u></p> <p>8 中山間地域 第4の1の表の中山間地域とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域とする。 （1）次に掲げる要件の<u>全てを満たす市町村の区域であること。</u></p>

<p>[削る]</p> <p>ア 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（この別紙において「離島」という。）</p> <p>イ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村（この別紙において「振興山村」という。）</p> <p>ウ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（この別紙において「半島振興対策実施地域」という。）</p> <p>エ <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）</u>以下単に「過疎地域」という。）</p> <p>オ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域</p> <p>カ 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域</p> <p>キ <u>アからカまでの地域に準ずる地域であって地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を經由して生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。この別紙において「地方農政局長等」という。）が特に必要と認める地域</u></p> <p>[削る]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>ア 次に掲げる要件のいずれかに該当する市町村</p> <p><u>(7) 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（この別紙において「離島」という。）</u></p> <p><u>(1) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村（この別紙において「振興山村」という。）</u></p> <p><u>(ウ) 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（この別紙において「半島振興対策実施地域」という。）</u></p> <p><u>(エ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域（同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域と見なされる区域を含み、平成 12 年度から 16 年度までの間に限り、同法附則第 5 条第 1 項に規定する特定市町村（同法附則第 6 条又は第 7 条の規定により特定市町村と見なされる区域）を含む。この別紙において「過疎地域」という。）</u></p> <p><u>(オ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域（この別紙において「特定農山村地域」という。）</u></p> <p><u>(カ) 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域</u></p> <p><u>(キ) (7)から(カ)までの地域に準ずる地域であって地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を經由して生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。この別紙において「地方農政局長等」という。）が特に必要と認める地域</u></p> <p><u>イ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号、この別紙において「酪農肉用牛生産振興法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の認定に係る酪農及び肉用牛に関する事項をその内容とする市町村計画（この別紙において「市町村計画」をいう。）を作成し、又は作成することが確実である市町村</u></p> <p>(2) [略]</p>
--	---

<p>9～11 [略] [削る]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>12 飼料自給率 飼料自給率とは、可消化養分総量による事業参加者の全供給飼料に占める当該事業参加者の自給飼料（当該事業参加者が自ら生産する飼料及び農業経営上密接な関係を有する事業者との契約に基づき事業参加者に供給される国産飼料をいう。）の割合をいう。</p> <p>第3 [略]</p> <p>第4 事業の内容等 1 [中略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 75%;">事業内容及び実施要件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">草地 整備 型</td> <td>道営草地整備事業</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>公共牧場整備事業</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	事業内容及び実施要件等	草地 整備 型	道営草地整備事業	[略]	公共牧場整備事業	[略]	<p>9～11 [略]</p> <p>12 気候的条件の厳しい地域 <u>第4の1の表の種類欄の草地林地総合型の気候的条件の厳しい地域とは、5月15日から10月5日までの期間における1日の平均気温を積算した温度が2,300℃未満であり、大家畜頭数が都道府県平均以上で、かつ、林野率が50%以上の地域をいう。</u></p> <p>13 耕作放棄地 <u>第4の耕作放棄地とは、統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づく農林業センサスにおける土地のうち、以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、かつ、この数年の間に再び耕作するはっきりとした考えのない土地をいう。</u></p> <p>14 耕作放棄地率 <u>第4の耕作放棄地率とは、耕作放棄地及び経営耕地面積の合計を分母とし、当該耕作放棄地面積を分子として算出した割合をいう。</u></p> <p>15 耕作放棄地等活用率 <u>第4の耕作放棄地等活用率とは、採択受益草地等の面積に占める耕作放棄地及び耕作放棄となるおそれがある農地の面積の割合という。</u></p> <p>16 飼料自給率 飼料自給率とは、可消化養分総量による事業参加者の全供給飼料に占める当該事業参加者の自給飼料（当該事業参加者が自ら生産する飼料及び農業経営上密接な関係を有する事業者との契約に基づき事業参加者に供給される国産飼料をいう。）の割合をいう。</p> <p>第3 [略]</p> <p>第4 事業の内容等 1 [中略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 75%;">事業内容及び実施要件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">草地 整備 型</td> <td>道営草地整備事業</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>公共牧場整備事業</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	事業内容及び実施要件等	草地 整備 型	道営草地整備事業	[略]	公共牧場整備事業	[略]
	種 類	事業内容及び実施要件等															
草地 整備 型	道営草地整備事業	[略]															
	公共牧場整備事業	[略]															
	種 類	事業内容及び実施要件等															
草地 整備 型	道営草地整備事業	[略]															
	公共牧場整備事業	[略]															

畜産担い手総合整備型	飼料基盤集積整備事業	[略]	畜産担い手総合整備型	飼料基盤集積整備事業	[略]
	再編整備事業	[略]		再編整備事業	[略]
	[削る]	[削る]		水田地帯等担い手育成整備事業	<p>水田地帯等担い手育成整備事業は、水田地帯における家畜を飼養する新たな担い手の育成を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 事業実施地区が、酪農肉用牛生産振興法に係る市町村計画を作成し、又は作成することが確実である市町村の区域であること。</p> <p>(2) 事業参加者（農地所有適格法人又はこれに準ずる法人を含む場合については、その構成員を加えた者）がおおむね 10 人（中山間地域については 5 人）以上であること。</p> <p>(3) 事業完了後において、酪農及び肉用牛生産に係る担い手が事業参加農業者の 50%（事業実施前において酪農及び肉用牛生産に係る担い手割合が 50%以上である場合は、原則としてその割合から 5%以上増加した割合）以上を占めること。</p> <p>(4) 事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積が 30 ヘクタール（中山間地域にあつては 15 ヘクタール）以上であること。</p> <p>(5) 事業完了後の牛飼養頭数が、現況に比して、成牛換算（生後 2 年以上を経過したものは 1 頭につき 1 頭、それ以外のものは 0.5 頭と換算する。）で 100 頭（中山間地域については 50 頭）以上増頭することが確実と見込まれること。</p>
[削る]	[削る]	草地林地総合整備型	草地林地総合整備型は、中山間地域等生産条件が不利な地域において、林地、野草地、草地等農用地等を地域の実情に即した土地利用体系に再編又は総合的に整備することにより畜産的利用を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに		

		<p>該当するものであること。</p> <p>(1) 事業実施地域は、次に掲げるア及びイの要件を満たす市町村(昭和 25 年 2 月 1 日現在の市町村の区域であって第 2 の 8 の (1) のアの (ア) から (オ) までのいずれか及び第 2 の 8 の (1) のイ及び次に掲げるイの (ア) から (オ) までのいずれかを満たすもの一部若しくは全部を含む市町村又は平成 17 年 2 月 1 日現在の市町村の区域であってイの (オ) を満たすもの一部又は全部を含む市町村を含む。)からなる区域の範囲であって、かつ、ウの要件を満たす区域とし、当該地域の畜産生産の状況、経済的社会的条件等から判断して、ア及びイの要件に該当する市町村と一体的に事業実施することが適当であると認められる市町村については、事業地区計画樹立地区に含めることができるものとする。</p> <p>ただし、気候的条件の厳しい地域で当該事業を実施する場合にあつては、事業参加者の 2/3 以上が認定農業者であること。</p> <p>ア 次に掲げる地域のいずれかに該当する市町村</p> <p>村</p> <p>(ア) 中山間地域のいずれかに該当する市町村</p> <p>(イ) 沖縄県</p> <p>(ウ) 奄美群島</p> <p>イ 次のいずれかに該当する市町村</p> <p>(ア) 林野率が 75%以上</p> <p>(イ) 畑の面積のうち勾配が 15 度以上の土地にある面積がおおむね 2 分の 1 以上</p> <p>(ウ) 田の面積のうち勾配が 20 分の 1 以上の土地にある面積がおおむね 2 分の 1 以上</p> <p>(エ) 気象条件が厳しい地域であり、大家畜頭数が都道府県平均以上で、かつ、林野率が 50%以上</p> <p>(オ) 耕作放棄地の解消に向けた対策を講じており、耕作放棄地率が 10%以上かつ林野率 50%以上であること。</p>
--	--	---

			<p>ウ 家畜頭羽数換算法により算定して得た家畜飼養頭羽数がおおむね1,000頭以上の地区であること。</p> <p>(2) 林地、野草地、草地等の農用地が混在し、これらの土地を再編又は総合的に整備することにより畜産的利用の促進が見込まれること。</p> <p>(3) 草地、野草地、林地等の受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。（ただし、林野率が75%以上の地域にあっては、おおむね15ヘクタール以上であること。また、気候的条件の厳しい地域で事業を行う場合にあっては、おおむね60ヘクタール以上であること。）</p> <p>(4) 受益面積のうち、既耕地、野草地又は放牧用林地の整備改良にかかる受益面積の割合がおおむね2分の1以上であること。</p>
<p>[削る]</p> <p>2 本事業の事業主体は、次の表の(1)に掲げるものとし、事業参加資格者は次の表の(2)に掲げる全ての要件を満たすものとする</p>		<p>耕作放棄地活用対策</p> <p>第4の1の表の種類欄のうち、畜産担い手総合整備型において、次に掲げる要件を満たしている場合は、耕作放棄地活用対策として実施することができるものとする。</p> <p>(1) 事業の完了時において、耕作放棄地等活用率が次のとおり増加することが確実に見込まれること。</p> <p>ア 事業採択時における耕作放棄地率が20%未満である場合にあっては、耕作放棄地等活用率が6%以上となること。</p> <p>イ 事業採択時における耕作放棄地率が20%以上40%未満である場合にあっては、耕作放棄地等活用率が12%以上となること。</p> <p>ウ 事業採択時における耕作放棄地率が40%以上である場合にあっては、耕作放棄地等活用率が18%以上となること。</p> <p>(2) 事業実施地区において活用された耕作放棄地等について、市町村及び関係機関との連携等により長期にわたって利用増進が図られることが見込まれること。</p> <p>2 本事業の事業主体は、次の表の(1)に掲げるものとし、事業参加資格者は次の表の(2)に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p>	
種類	事業主体及び事業参加資格者の要件等	種類	事業主体及び事業参加資格者の要件等

草地整備型	道営草地整備事業	[略]	草地整備型	道営草地整備事業	[略]
	公共牧場整備事業	[略]		公共牧場整備事業	[略]
	畜産担い手総合整備型	<p>飼料基盤集積整備事業</p> <p>(1) 事業主体は、都道府県とする。ただし、都道府県が当該法人の社員若しくは寄付財産の抛出者となっている法人又は都道府県知事若しくはその指名を受けた者が当該法人の理事となっている法人（営利を目的としない法人に限る。）であって、地方農政局長等の承認を得た法人（以下この別紙において「事業指定法人」という。）に実施させることができるものとし、事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結及び業務規程の制定については、次のとおりとする。（この別紙において「再編整備事業」について同じ。）</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2) [略]</p>		<p>飼料基盤集積整備事業</p> <p>(1) 事業主体は、都道府県とする。ただし、都道府県が当該法人の社員若しくは寄付財産の抛出者となっている法人又は都道府県知事若しくはその指名を受けた者が当該法人の理事となっている法人（営利を目的としない法人に限る。）であって、地方農政局長等の承認を得た法人（以下この別紙において「事業指定法人」という。）に実施させることができるものとし、事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結及び業務規程の制定については、次のとおりとする。（この別紙において「再編整備事業、水田地帯等担い手育成整備事業及び草地林地総合整備型」について同じ。）</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2) [略]</p>	
再編整備事業	[略]	再編整備事業	[略]		
	[削る]	[削る]		水田地帯等担い手育成整備事業	<p>(1) 事業主体は、都道府県又は事業指定法人とする。</p> <p>(2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>ア 農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ、農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する農業者及び委託により草地等及び施設の整備を希望する農業者（この場合における農業者は、整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する場合を除き、当該土地につき所有権その他使用収益権を有し、又は有することが確実と見込まれる者）とする。</p> <p>イ 本事業の第2の7に定める受益草地等を管</p>

					<p>理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他都道府県知事が<u>適当と認める者とする。</u></p> <p>ウ <u>農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる耕種農家等でア及びイの事業参加資格者と同一地域に存在し、かつ、その者と農業経営上密接な関係を有する農業者とする。</u></p> <p>エ <u>担い手（活性化計画に示された者）とする。</u></p> <p>オ <u>本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。</u></p>
[削る]	[削る]		草地林地総合整備型	<p>(1) <u>事業主体は、都道府県又は事業指定法人とする。</u></p> <p>(2) <u>本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>ア <u>本事業の第 2 の 7 に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会及び事業指定法人とする。</u></p> <p>イ <u>農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ、農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により草地、放牧林地等の造成又は整備を希望する農業者とする。</u></p> <p>ウ <u>担い手（活性化計画に示された者）とする。</u></p> <p>エ <u>本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。</u></p>	
草地整備利用促進事業	[略]		草地整備利用促進事業	[略]	
<p>第 5 活性化計画の作成</p> <p>1 本事業を実施する場合にあっては、都道府県知事は、事業が確実に実施されると見込まれる市町村を地区として決定し、地区ごとに以下に定めるところにより活性化計画を作成するものとする。</p> <p><u>(1)～(3) [略]</u></p> <p><u>(4) 活性化計画の策定に当たっては、次の計画との整合を図るものとする。</u></p>		<p>第 5 活性化計画の作成</p> <p>1 本事業を実施する場合にあっては、都道府県知事は、事業が確実に実施されると見込まれる市町村を地区として決定し、地区ごとに以下に定めるところにより活性化計画を作成するものとする。</p> <p><u>(1)～(3) [略]</u></p> <p><u>(4) 活性化計画の策定に当たっては、次の計画との整合を図るものとする。</u></p>			

ア・イ [略] ウ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（ <u>基盤強化法第 6 条第 1 項に規定する構想。この別紙において「基本構想」という。</u> ） エ 都道府県酪農・肉用牛生産近代化計画及び市町村酪農・肉用牛生産近代化計画（ <u>酪農及び肉用牛の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 192 号）第 2 条の 3 及び 4 に規定する計画をいう。以下この別紙において「市町村計画等」という。</u> ）						
2 [略]						
第 6 事業実施計画の樹立						
1～3 [略]						
4 事業実施計画の作成期間及びその内容						
<u>(1)・(2) [略]</u>						
<u>(3) 事業実施計画は、草地開発整備事業計画設計基準（令和 2 年 6 月 11 日付け 2 生畜第 431 号農林水産省生産局長通知）に留意して作成しなければならない。</u>						
<u>(4)・(5) [略]</u>						
第 7～第 9 [略]						
第 10 助成						
1 補助						
<u>(1) 草地整備型及び畜産担い手総合整備型</u>						
ア 国は、本事業について次に掲げる表の交付対象欄に「○」を記載している工種に必要な経費の一部を、予算の範囲内において、都道府県に対して補助するものとし、国庫補助の主要及び補助率は、次のとおりとする。						
イ 当該補助の交付申請の手続等については、別に定める土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号農林事務次官依命通知）によるものとする。						
区分	種目	工種及び整備内容	交付対象			補助率
			草地整備型	畜産担い手総合整備型	削	

ア・イ [略] ウ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（ <u>農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 6 条第 1 項に規定する構想。この別紙において「基本構想」という。</u> ） エ <u>酪農肉用牛生産振興法に基づき、都道府県酪農・肉用牛生産近代化計画及び市町村計画</u>						
2 [略]						
第 6 事業実施計画の樹立						
1～3 [略]						
4 事業実施計画の作成期間及びその内容						
<u>(1)・(2) [略]</u>						
<u>(3) 事業実施計画は、草地開発整備事業計画設計基準（平成 26 年 2 月 21 日付け 25 生畜第 1566 号農林水産省生産局長通知）に留意して作成しなければならない。</u>						
<u>(4)・(5) [略]</u>						
第 7～第 9 [略]						
第 10 助成						
1 補助						
<u>(1) 草地整備型、畜産担い手総合整備型及び草地林地総合整備型</u>						
ア 国は、本事業について次に掲げる表の交付対象欄に「○」を記載している工種に必要な経費の一部を、予算の範囲内において、都道府県に対して補助するものとし、国庫補助の主要及び補助率は、次のとおりとする。						
なお、畜産担い手総合整備型（水田地帯等担い手育成整備事業）、草地林地総合整備型及び耕作放棄地活用対策にあつては、平成 23 年度以降の新規採択は行わないものとする。						
イ 当該補助の交付申請の手続等については、別に定める土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号農林事務次官依命通知）によるものとする。						
区分	種目	工種及び整備内容	交付対象			補助率
			草地整備型	畜産担い手総合整備型	草地	

		改良資材、 牧草種子の 購入及び散 布を含む。） のほか、野 草地の利用 に必要な道 路整備、雑 用水施設整 備の新設又 は改良に要 する経費																
		イ 放牧用 林地整備 放牧用林 地（木竹の 生育に供さ れ、併せて 家畜の放牧 の目的に供 される土地 をいう。以 下同じ。）の 造成又は整 備（造林・除 間伐並びに 牧草導入の ための障害 物除去、起 土、整地並 びに土壤改 良資材及び 牧草種子の 購入及び散 布を含む。） のほか、放			○	○	[削る]	[削る]										
		改良資材、 牧草種子の 購入及び散 布を含む。） のほか、野 草地の利用 に必要な道 路整備、雑 用水施設整 備の新設又 は改良に要 する経費																
		イ 放牧用 林地整備 放牧用林 地（木竹の 生育に供さ れ、併せて 家畜の放牧 の目的に供 される土地 をいう。以 下同じ。）の 造成又は整 備（造林・除 間伐並びに 牧草導入の ための障害 物除去、起 土、整地並 びに土壤改 良資材及び 牧草種子の 購入及び散 布を含む。） のほか、放									○	○	<u>○</u>	<u>○</u>				

（下線部分は改正部分）

	牧用林地の 利用に必要な道路整備、雑用水 施設整備の 新設又は改良に要する 経費																	
	ウ 牧野樹 林整備 草地の保 全、家畜の 保護上必要 な樹林の新 設又は改良 に要する経 費	○	○	○	○	[削る]	[削る]											
	エ 家畜排 せつ物還元 用農用地造 成・整備 家畜排せ つ物の還元 に必要な農 用地の造成 改良又は整 備改良に要 する経費	○			○	[削る]							○					
	オ 水質汚 染防止基盤 整備 牧場施設 等から排出 される汚水 を浄化する ために必要			○	○	[削る]						○	○	○				
	牧用林地の 利用に必要な道路整備、雑用水 施設整備の 新設又は改良に要する 経費																	
	ウ 牧野樹 林整備 草地の保 全、家畜の 保護上必要 な樹林の新 設又は改良 に要する経 費	○	○	○	○	[削る]	[削る]											
	エ 家畜排 せつ物還元 用農用地造 成・整備 家畜排せ つ物の還元 に必要な農 用地の造成 改良又は整 備改良に要 する経費	○			○	[削る]							○					
	オ 水質汚 染防止基盤 整備 牧場施設 等から排出 される汚水 を浄化する ために必要			○	○	[削る]						○	○	○				

（下線部分は改正部分）

		<p>牧場広場及び区分欄の利用施設整備事業の整備に伴い必要となる施設用地の造成整備（農業用施設の撤去を含む。）に要する経費</p>															
		<p>ク 鳥獣被害防止施設整備 草地、飼料畑、牧場施設等への鳥獣被害の防止に必要な施設の新設又は改良に要する経費</p>	○	○	○	○	[削る]	[削る]									
利用施設整備事業	(1) 農業施設整備	<p>ア 隔障物整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地における家畜の放牧に必要な隔障物の新設又は改良</p>	○	○	○	○	[削る]	[削る]	50%以内								50%以内草地林地 総合整備
		<p>牧場広場及び区分欄の利用施設整備事業の整備に伴い必要となる施設用地の造成整備（農業用施設の撤去を含む。）に要する経費</p>															
		<p>ク 鳥獣被害防止施設整備 草地、飼料畑、牧場施設等への鳥獣被害の防止に必要な施設の新設又は改良に要する経費</p>	○	○	○	○	[削る]	[削る]									
利用施設整備事業	(1) 農業施設整備	<p>ア 隔障物整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地における家畜の放牧に必要な隔障物の新設又は改良</p>	○	○	○	○	[削る]	[削る]									50%以内草地林地 総合整備

（下線部分は改正部分）

	の新設又は改良に要する経費																	
	オ 雑用水施設整備 農業用施設に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○	[削る]	[削る]					○	○	○	<u>○</u>	<u>○</u>		
	カ 飼料調製貯蔵施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の利用に必要な飼料乾燥施設並びに飼料貯蔵施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○	[削る]	[削る]					○	○	○	<u>○</u>	<u>○</u>		
	キ 飼肥料庫整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用				○	[削る]								○	<u>○</u>			

（下線部分は改正部分）

	林地を利用する家畜の飼養に必要な飼料の保管施設並びに管理に必要な肥料の保管施設の新設又は改良に要する経費										林地を利用する家畜の飼養に必要な飼料の保管施設並びに管理に必要な肥料の保管施設の新設又は改良に要する経費							
	ク 家畜排せつ物処理施設整備 家畜排せつ物を処理するために必要な施設の新設又は改良に要する経費		○		○	[削る]	[削る]				ク 家畜排せつ物処理施設整備 家畜排せつ物を処理するために必要な施設の新設又は改良に要する経費		○		○	<u>○</u>	<u>○</u>	
	ケ 水質汚染防止施設整備 牧場施設等から排出される汚水を浄化するために必要な水質汚染防止施設の新設又は改良に要する経費			○	○	[削る]					ケ 水質汚染防止施設整備 牧場施設等から排出される汚水を浄化するために必要な水質汚染防止施設の新設又は改良に要する経費			○	○	<u>○</u>		

（下線部分は改正部分）

		施設、案内板、体験学習施設、ごみ処理施設等の新設、改良に要する経費																
	(2) 農機具等導入	ア 牧場用機械施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の利用に必要な農機具、監視用家畜の導入に要する経費		○		○	[削る]	[削る]				○		○	○	○		
		イ 農具庫整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の管理利用に必要な農機具の保管施設の新設又は改良に要する経費				○	[削る]							○	○			
	(2) 農機具等導入	ア 牧場用機械施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の利用に必要な農機具、監視用家畜の導入に要する経費										○		○	○	○		
		イ 農具庫整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の管理利用に必要な農機具の保管施設の新設又は改良に要する経費												○	○			

		ウ 燃料庫 整備 施設及び 農機具等に 必要な燃料 の保管施設 の新設又は 改良に要す る経費			○			
<p>(2) [略] 表 [略]</p> <p>2 第 10 の 1 の (1) 及び (2) に係る補助率及び助成単価（事業計画策定は除く。）は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) [略] [削る]</p> <p>[削る]</p> <p>(2) 草地整備利用促進事業を実施する場合にあっては、次のとおりとする。 ア～エ [略]</p> <p>3・4 [略] 第 11・第 12 [略]</p> <p>別表 [略]</p> <p>(採択申請様式) [略]</p> <p>(採択通知用式) [略]</p> <p>別記様式第 1 号（第 5 の 2 関係） 表紙・目次 [略]</p>								
		ウ 燃料庫 整備 施設及び 農機具等に 必要な燃料 の保管施設 の新設又は 改良に要す る経費			○			
<p>(2) [略] 表 [略]</p> <p>2 第 10 の 1 の (1) 及び (2) に係る補助率及び助成単価（事業計画策定は除く。）は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>草地林地総合整備型を実施する場合にあっては、離島は、同表中「55%以内」とあるのは「60%以内」とする。</u></p> <p>(3) <u>畜産担い手総合整備型のうち耕作放棄地活用対策の実施地区にあっては、同表中「50%以内」とあるのは、「55%以内」とする。</u></p> <p>(4) 草地整備利用促進事業を実施する場合にあっては、次のとおりとする。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>3・4 [略] 第 11・第 12 [略]</p> <p>別表 [略]</p> <p>(採択申請様式) [略]</p> <p>(採択通知用式) [略]</p> <p>別記様式第 1 号（第 5 の 2 関係） 表紙・目次 [略]</p>								

<p>畜産活性化計画図 [略]</p> <p>第1章 概要</p> <p>1 畜産活性化計画総括表 表 [略]</p> <p>（注1）土地利用集積方法のその他の欄の（ ）は交換分合等を記入する （注2）草地整備利用促進事業は道営草地整備事業関連欄に記載すること。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第3章 計画事項</p> <p>1 畜産活性化の目標</p> <p>（1）育成すべき畜産経営の姿（市町村計画等） 表 [略]</p> <p>（2）実現すべき農業構造の目標（市町村計画等） 表 [略]</p> <p>（3）～（8） [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>別記様式第2号（第6の3関係）</p> <p style="text-align: center;">○○○○○○草地畜産基盤事業（○○型） ○○事業実施地区選定申請書</p> <p>[以下略]</p> <p style="text-align: center;">○○○草地畜産基盤整備事業（○○型） ○○事業実施申請地区概況調書</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 総括表 （道営草地整備事業、公共牧場整備事業及び草地整備利用促進事業） 表 [略]</p>	<p>畜産活性化計画図 [略]</p> <p>第1章 概要</p> <p>1 畜産活性化計画総括表 表 [略]</p> <p>（注1）土地利用集積方法のその他の欄の（ ）は交換分合等を記入する （注2）<u>水田地帯等担い手育成整備事業及び草地林地総合整備事業は、再編整備事業関連欄に、</u>草地整備利用促進事業は道営草地整備事業関連欄に記載すること。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第3章 計画事項</p> <p>1 畜産活性化の目標</p> <p>（1）育成すべき畜産経営の姿（市町村計画） 表 [略]</p> <p>（2）実現すべき農業構造の目標（市町村計画） 表 [略]</p> <p>（3）～（8） [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>別記様式第2号（第6の3関係）</p> <p style="text-align: center;">○○○○○○草地畜産基盤事業（○○型） ○○事業実施地区選定申請書</p> <p>[以下略]</p> <p style="text-align: center;">○○○草地畜産基盤整備事業（○○型） ○○事業実施申請地区概況調書</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 総括表 （道営草地整備事業、公共牧場整備事業及び草地整備利用促進事業） 表 [略]</p>
--	--

(飼料基盤集積整備事業)
表 [略]

(再編整備事業)
表 [略]

[削る]

5・6 [略]

別記様式第 3 号～別記様式第 7 号 [略]

(飼料基盤集積整備事業)
表 [略]

(再編整備事業)
表 [略]

(水田地帯等担い手育成事業及び草地林地総合整備型)

所在地	地区面積及び造成整備改良予定面積					生飼養頭数			事業参加資格者				備考
	地区面積	造成改良面積	整備改良面積	野草整備面積	その他面積	区分	地区	区分	現況		計画		
									戸数	うち担い手数	戸数	うち担い手数	
	ha	ha	ha	ha		現況	計	戸	戸	戸	戸		
						現況	畜農	()	()	()	()		
						現況	肉用生	()	()	()	()		
						計画	〔 産畜	()	()	()	()		
						計画	その他	()	()	()	()		

5・6 [略]

別記様式第 3 号～別記様式第 7 号 [略]

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙5（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（別紙5）</p> <p>第1～第8 [略]</p> <p>第9 助成</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 定額助成について</p> <p>（1）1の（2）の助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。なお、助成単価は、<u>別表2の事業内容等の欄に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。</u></p> <p><u>ア イに掲げるもの以外のもの</u>にあつては、<u>別表2の助成単価の欄の1に掲げるもの</u> [削る]</p>	<p>（別紙5）</p> <p>第1～第8 [略]</p> <p>第9 助成</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 定額助成について</p> <p>（1）1の（2）の助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。なお、助成単価は、<u>別表2に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。</u></p> <p><u>ア イに掲げるもの以外のもの（施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価）</u></p> <p><u>（ア）別表1の区分2の事業種類の欄（1）及び（3）にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であつて、表土扱いを行うときは、受益面積10アール当たり12万5千円【10万5千円】</u> ・ <u>畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行うときは、受益面積10アール当たり10万5千円【8万5千円】</u> ・ <u>畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行わないときは、受益面積10アール当たり5万5千円【4万円】</u> ・ <u>畦畔除去のみの場合は、施工延長100メートル当たり3万円【3万円】</u> <p><u>（イ）別表1の区分2の事業種類の欄（2）及び（4）にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であつて、表土扱いを行うときは、受益面積10アール当たり25万円【19万5千円】</u> ・ <u>水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表</u>

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙5（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

<p>イ 事業完了時まで中心経営体（人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2に定める人・農地プラン（人・農地要綱の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せずに同要綱に準じて作成したものを含む。）、実質化され</p>	<p>土扱いを行うときは、受益面積10アール当たり23万円【17万5千円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行わないときは、受益面積10アール当たり17万5千円【13万円】 <p>（ウ）別表1の区分2の事業種類の欄（5）にあつては、使用する工法に応じ、次に定める単価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり15万円【11万5千円】 ・ バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合は、受益面積10アール当たり14万5千円【10万5千円】 ・ トレンチャ工法を用いる場合は、受益面積10アール当たり10万円【8万5千円】 ・ 掘削同時埋設工法を用いる場合は、受益面積10アール当たり7万5千円【5万5千円】 <p>（エ）別表1の区分2の事業種類の欄（6）にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表土扱いを行う場合は、施工延長100メートル当たり15万円【11万円】 ・ 表土扱いを行わない場合は、施工延長100メートル当たり14万円【10万円】 <p>（オ）別表1の区分2の事業種類の欄（7）にあつては受益面積10アール当たり15万5千円【11万円】（樹園地にあつては受益面積10アール当たり24万5千円【17万5千円】、給水栓設置のみの場合にあつては1箇所当たり1万5千円【1万円】）。なお、ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合は接続管の施工延長10メートル当たり5万円【4万円】</p> <p>（カ）別表1の区分2の事業種類の欄（8）にあつては、受益面積10アール当たり11万5千円【6万5千円】</p> <p>（キ）別表1の区分2の事業種類の欄（9）にあつては、受益面積10アール当たり20万円【14万5千円】</p> <p>イ 事業完了時まで中心経営体（人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2に定める人・農地プラン（人・農地要綱の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せずに同要綱に準じて作成したものを含む。）、実質化され</p>
---	--

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙5（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

た人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「実質化人・農地プラン通知」という。）2の（1）に定める実質化された人・農地プラン（実質化人・農地プラン通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、実質化人・農地プラン通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。）をいう。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。以下同じ。）に集約化されている受益地又は集約化することが確実と見込まれる受益地にあつては、別表2の助成単価の欄の2に掲げるもの
 [削る]

た人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「実質化人・農地プラン通知」という。）2の（1）に定める実質化された人・農地プラン（実質化人・農地プラン通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、実質化人・農地プラン通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。）をいう。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。以下同じ。）に集約化されている受益地又は集約化することが確実と見込まれる受益地にあつては、次に掲げるものとする。（施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価）
（ア）別表1の区分2の事業種類の欄（1）及び（3）にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価
 ・ 畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であつて、表土扱いを行うときは、受益面積10アール当たり15万円【12万5千円】
 ・ 畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行うときは、受益面積10アール当たり12万5千円【10万円】
 ・ 畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行わないときは、受益面積10アール当たり6万5千円【4万5千円】
 ・ 畦畔除去のみの場合は施工延長100メートル当たり3万5千円【3万5千円】
（イ）別表1の区分2の事業種類の欄（2）及び（4）にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価
 ・ 水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であつて、表土扱いを行うときは、受益面積10アール当たり30万円【23万円】
 ・ 水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行うときは、受益面積10アール当たり27万5千円【21万円】
 ・ 水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行わないときは、受益面積10アール当たり21万円【15万円】

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙5（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

<p>[削る]</p>	<p><u>万5千円】</u></p> <p><u>（ウ）別表1の区分2の事業種類の欄（5）にあつては、使用する工法に応じ、次に定める単価</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合は、受益面積10アール当たり18万円【13万5千円】</u> ・ <u>バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合は、受益面積10アール当たり17万円【12万5千円】</u> ・ <u>トレンチ工法を用いる場合は、受益面積10アール当たり12万円【10万円】</u> ・ <u>掘削同時埋設工法を用いる場合は受益面積10アール当たり9万円【6万5千円】</u> <p><u>（エ）別表1の区分2の事業種類の欄（6）にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>表土扱いを行う場合は、施工延長100メートル当たり18万円【13万円】</u> ・ <u>表土扱いを行わない場合は、施工延長100メートル当たり16万5千円【12万円】</u> <p><u>（オ）別表1の区分2の事業種類の欄（7）にあつては、受益面積10アール当たり18万5千円【13万円】（樹園地にあつては受益面積10アール当たり29万円【21万円】、給水栓設置のみの場合にあつては1箇所当たり1万5千円【1万円】）。なお、ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合は接続管の施工延長10メートル当たり5万円【4万円】</u></p> <p><u>（カ）別表1の区分2の事業種類の欄（8）にあつては、受益面積10アール当たり13万5千円【7万5千円】</u></p> <p><u>（キ）別表1の区分2の事業種類の欄（9）にあつては、受益面積10アール当たり24万円【17万円】</u></p> <p><u>（2）助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。</u></p> <p><u>（3）耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。</u></p> <p><u>ア 別表1の区分2の事業種類の欄（1）から（4）までにあつては、受益面積10アール当たり2万円（施工延長100メートル当たり1万円）を減算</u></p> <p><u>イ 別表1の区分2の事業種類の欄（5）にあつては、受益面積10アール当たり1万5千円を減算</u></p>
-------------	---

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙5（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

<p>(2) [略]</p> <p>(3) (2)の経営等農用地とは、所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第4項第1号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。</p> <p>(4) (3)の基幹ほ場3作業とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつてはア、ウ又はエのうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>第10 [略]</p> <p>別表1 [略]</p>	<p>ウ 別表1の区分2の事業種類の欄（6）にあつては、施工延長100メートル当たり1万円を減算</p> <p>(4) 別表1の区分2の事業種類の欄（5）に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり2万5千円を加算するものとする。</p> <p>(5) 別表1の区分2の事業種類の欄（5）及び（6）に関して、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、受益面積10アール当たり（事業種類の欄（6）にあつては施工延長100メートル当たり）1万5千円を加算するものとする。</p> <p>(6) 別表1の区分2の事業種類の欄（5）に関して、外注（有償）により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり1万5千円を加算するものとする。</p> <p>(7) 別表1の区分2の事業種類の欄（5）に関して、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が10メートル以上となる場合には、下式により受益面積（A）を割り引いて助成額を算出するものとする。</p> <p style="text-align: center;">助成額 = $A \times 10 / L \times$ 助成単価</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) (8)の経営等農用地とは、所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第4項第1号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。</p> <p>(10) (9)の基幹ほ場3作業とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつてはア、ウ又はエのうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>第10 [略]</p> <p>別表1 [略]</p>
--	---

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙5 (平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号)一部改正新旧対照表
(下線部分は改正部分)

別表2

事業種類	事業内容等	助成単価		
		1. 通常の助成単価 (円/1)	2. 集約化計算単価 (円/1)	
(1) 田の区画 拡大(水路の 変更を伴わ ないもの)	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを 超える場合であって 表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ 場1枚へ区画拡大	12.5万円/10a 【10.5万円/10a】	15.0万円/10a 【12.5万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下 の場合であって表 土扱いを行う場合	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面 整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物 除去)	10.5万円/10a 【8.5万円/10a】	12.5万円/10a 【10.0万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以 下の場合であって表 土扱いを行わない場 合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ 場1枚へ区画拡大	5.5万円/10a 【4.0万円/10a】	6.5万円/10a 【4.5万円/10a】
	畦畔撤去のみの場合	簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラクタ、 雑物除去)	3.0万円/100m 【3.0万円/100m】	3.5万円/100m 【3.5万円/100m】
(2) 田の区画 拡大(水路の 変更を伴うも の)	水路で隣接するほ場の高低差が10cmを 超える場合であって 表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ 場1枚へ区画拡大	25.0万円/10a 【19.5万円/10a】	30.0万円/10a 【23.0万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以 下の場合であって表 土扱いを行う場合	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面 整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物 除去)、構造物撤去、管設置	23.0万円/10a 【17.5万円/10a】	27.5万円/10a 【21.0万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以 下の場合であって表 土扱いを行わない場 合	17.5万円/10a 【13.0万円/10a】	21.0万円/10a 【15.5万円/10a】	
(3) 畑の区画 拡大(水路の 変更を伴わ ないもの)	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを 超える場合であって 表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1 枚へ区画拡大	12.5万円/10a 【10.5万円/10a】	15.0万円/10a 【12.5万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下 の場合であって表 土扱いを行う場合	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面 整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物 除去)	10.5万円/10a 【8.5万円/10a】	12.5万円/10a 【10.0万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以 下の場合であって表 土扱いを行わない場 合	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1 枚へ区画拡大	5.5万円/10a 【4.0万円/10a】	6.5万円/10a 【4.5万円/10a】
	畦畔撤去のみの場合	簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラクタ、 雑物除去)	3.0万円/100m 【3.0万円/100m】	3.5万円/100m 【3.5万円/100m】
(4) 畑の区画 拡大(水路の 変更を伴うも の)	水路で隣接するほ場の高低差が10cmを 超える場合であって 表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1 枚へ区画拡大	25.0万円/10a 【19.5万円/10a】	30.0万円/10a 【23.0万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以 下の場合であって表 土扱いを行う場合	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面 整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物 除去)、構造物撤去、管設置	23.0万円/10a 【17.5万円/10a】	27.5万円/10a 【21.0万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以 下の場合であって表 土扱いを行わない場 合	17.5万円/10a 【13.0万円/10a】	21.0万円/10a 【15.5万円/10a】	

別表2

事業概要	農地の形状等	現場条件、使用 工法	標準的な作業内容
田の区画拡大 (水路の変更を 伴わないもの)	30m×100m(30a)の ほ場2枚を60m×1 00m(60a)のほ場1 枚へ区画拡大	畦畔で隣接する ほ場の高低差が 10cmを超える場 合で表土扱いを 行う	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、 法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラク タ、雑物除去)
		畦畔で隣接する ほ場の高低差が 10cm以下である 場合で表土扱い を行う	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、 法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラク タ、雑物除去)
		畦畔で隣接する ほ場の高低差が 10cm以下である 場合で表土扱い を行わない	簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラク タ、雑物除去)
		畦畔除去のみ	畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、 雑物除去)
田の区画拡大 (水路の変更を 伴うもの)	30m×100m(30a)の ほ場2枚を60m×1 00m(60a)のほ場1 枚へ区画拡大	—	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、 法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラク タ、雑物除去)、構造物撤去、管設置
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴わないもの)	30m×100m(30a)の 畑2枚を60m×100 m(60a)の畑1枚へ 区画拡大	畦畔で隣接する ほ場の高低差が 10cmを超える場 合で表土扱いを 行う	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、 法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラク タ、雑物除去)
		畦畔で隣接する ほ場の高低差が 10cm以下である 場合で表土扱い を行う	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、 法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラク タ、雑物除去)
		畦畔で隣接する ほ場の高低差が 10cm以下である 場合で表土扱い を行わない	簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラク タ、雑物除去)
		畦畔除去のみ	畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、 雑物除去)
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴うもの)	30m×100m(30a)の 畑2枚を60m×100 m(60a)の畑1枚へ 区画拡大	—	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、 法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラク タ、雑物除去)、構造物撤去、管設置
暗渠排水	30m×100m(30a)の ほ場の長辺方向に 本暗渠管(管径50 mm~60mm)を3本 埋設	バックホウ工法 を用い、表土扱 いを行う場合	表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バック ホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材 投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バック ホウ)、耕地復旧(トラクタ)
		バックホウ工法 を用い、表土扱 いを行わない場 合	掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管 布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、 埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙5（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

事業種類	事業内容等	助成単価	
		1. 通常の助成単価	2. 集約化加算単価
(5) 暗渠排水	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm～60mm)を3本埋設 バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合	15.0万円/10a 【11.5万円/10a】	18.0万円/10a 【13.5万円/10a】
	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm～60mm)を3本埋設 バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合	14.5万円/10a 【10.5万円/10a】	17.0万円/10a 【12.5万円/10a】
	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm～60mm)を3本埋設 トレンチャ工法を用い、表土扱いを行わない場合	10.0万円/10a 【8.5万円/10a】	12.0万円/10a 【10.0万円/10a】
	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm～60mm)を3本埋設 掘削同時埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	7.5万円/10a 【5.5万円/10a】	9.0万円/10a 【6.5万円/10a】
(6) 湧水処理	本暗渠管(管径50mm～60mm)設置 表土扱いを行う場合	15.0万円/100m 【11.0万円/100m】	18.0万円/100m 【13.0万円/100m】
	本暗渠管(管径50mm～60mm)設置 表土扱いを行わない場合	14.0万円/100m 【10.0万円/100m】	16.5万円/100m 【12.0万円/100m】
(7) 末端畑地かんがい施設	樹園地の場合	24.5万円/10a 【17.5万円/10a】	29.0万円/10a 【21.0万円/10a】
	樹園地以外の畑地の場合	15.5万円/10a 【11.0万円/10a】	18.5万円/10a 【13.0万円/10a】
	ほ場外からの接続管	5.0万円/10m 【4.0万円/10m】	5.0万円/10m 【4.0万円/10m】
	給水栓設置のみの場合	1.5万円/箇所 【1.0万円/箇所】	1.5万円/箇所 【1.0万円/箇所】
(8) 客土	客土材運搬(バックホウ、ダンプトラック)、客土材散布・整地(ブルドーザ、バックホウ)	11.5万円/10a 【6.5万円/10a】	13.5万円/10a 【7.5万円/10a】
(9) 除穢	除穢(ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック)、整地(ブルドーザ)	20.0万円/10a 【14.5万円/10a】	24.0万円/10m 【17.0万円/10m】

		トレンチャ工法を用い、表土扱いを行わない場合	掘削(トレンチャ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)
		掘削同時埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	掘削・暗渠排水管布設・被覆材投入(同時埋設)、資材小運搬、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)
湧水処理	本暗渠管(管径50mm～60mm)	表土扱いを行う場合	表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)
		表土扱いを行わない場合	掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)
末端畑地かんがい施設(普通畑、樹園地)	—	—	掘削(バックホウ)、管布設(人力)、散水設備、埋戻(バックホウ)
末端畑地かんがい施設(給水栓設置のみ)	—	—	掘削(バックホウ)、管布設(人力)、給水栓設置(人力)、埋戻(バックホウ)
客土	—	—	客土材運搬(バックホウ、ダンプトラック)、客土材散布・整地(ブルドーザ、バックホウ)
除穢	—	—	除穢(ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック)、整地(ブルドーザ)

注) 標準的な作業内容のうち一部を農業者施工により行うことを想定している。

注) 事業内容等に記載している内容は、助成単価を構成する想定施工内容を示すものであり、施工を限定するものではない。また、一部を農業者施工により行うことを想定している。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙5（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

- ※1 施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【】内に定める単価とする。
- ※2 助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。
- ※3 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。
- ア （1）から（4）までについては、受益面積10アール当たり2万円（施工延長100メートル当たり1万円）を減算
- イ （5）については、受益面積10アール当たり1万5千円を減算
- ウ （6）については、施工延長100メートル当たり1万円を減算
- ※4 （5）については、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり2万5千円を加算するものとする。
- ※5 （5）及び（6）について、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、受益面積10アール当たり（（6）にあつては施工延長100メートル当たり）1万5千円を加算するものとする。
- ※6 （5）について、外注（有償）により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり1万5千円を加算するものとする。
- ※7 （5）については、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が10メートル以上となる場合には、下式により受益面積（A）を割り引いて助成額を算出するものとする。
助成額 = $A \times 10 / L \times$ 助成単価

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙5（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

<p>別記様式第1号 [前略] 【定額助成の実施計画（事業達成状況報告）】 [中略] 注:1) [略] 注:2) <u>別表2の※3、※4、※5又は※6</u>を適用する場合には、定額助成単価の下段の括弧内に加算後又は減算後の助成単価を記載すること。 注:3) [略] [以下略]</p> <p>別記様式第2号～第7号 [略]</p>	<p>別記様式第1号 [前略] 【定額助成の実施計画（事業達成状況報告）】 [中略] 注:1) [略] 注:2) <u>第9の3の(3)、(4)、(5)又は(6)</u>を適用する場合には、定額助成単価の下段の括弧内に加算後又は減算後の助成単価を記載すること。 注:3) [略] [以下略]</p> <p>別記様式第2号～第7号 [略]</p>
---	--

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙5（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>(別紙6)</p> <p>第1～第9 [略] 別表 [略] 別記様式第1号～第7号 [略]</p> <p>別記様式第8号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 <u>北海道にあつては、農林水産省農村振興局長</u> <u>沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長</u></p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p> <p style="text-align: center;">スマート田んぼダム実証事業達成状況報告書</p> <p>農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号）の別紙6の第7の1に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告する。</p>	<p>(別紙6)</p> <p>第1～第9 [略] 別表 [略] 別記様式第1号～第7号 [略]</p> <p>別記様式第8号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省農村振興局長 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p> <p style="text-align: center;">スマート田んぼダム実証事業達成状況報告書</p> <p>農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号）の別紙6の第7の1に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告する。</p>